

平成18年度笠間市一般・特別会計
予算特別委員会記録 第3号

平成18年6月16日(金曜日)午前9時57分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 1) 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算
- 2) 議案第17号 平成18年度笠間市介護保険特別会計予算
- 3) 議案第18号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 4) 議案第19号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第20号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 6) 議案第21号 平成18年度笠間市立病院事業会計

出 席 委 員

委 員 長	杉 山 一 秀 君
副 委 員 長	海老澤 勝 君
委 員	鈴 木 努 君
”	金 澤 克 彦 君
”	成 田 正 君
”	鈴 木 貞 夫 君
”	西 山 猛 君
”	石 松 俊 雄 君
”	鹿志村 清 一 君
”	萩 原 瑞 子 君
”	飯 田 正 憲 君
”	川 澄 清 子 君
”	横 倉 き ん 君
”	町 田 征 久 君
議 長	大 関 久 義 君

欠 席 委 員

委 員	柴 沼 広 君
-----	---------

出席説明員

市	長	山口	伸樹	君
保健福祉部長		加藤	法男	君
産業経済部長		青木	繁	君
都市建設部長		澤島	守夫	君
福祉事務所長兼社会福祉課長		保坂	悦男	君
社会福祉課長補佐		中沢	英夫	君
社会福祉課福祉グループ長		飯田	由一	君
社会福祉課障害グループ長		豊田	俊広	君
子ども福祉課長		町田	誠一	君
子ども福祉課長補佐		秋山	久男	君
子ども福祉課児童支援グループ長		常楽	美和子	君
高齢福祉課長		中村	一男	君
高齢福祉課長補佐		小林	道雄	君
高齢福祉課高齢福祉グループ長		上野	学	君
高齢福祉課介護グループ長		石井	克佳	君
笠間支所福祉課長		角田	邦夫	君
岩間支所福祉課長		菅谷	光男	君
健康増進課長		青木	隆	君
健康増進課長補佐		木村	秀夫	君
健康増進課係長		飯田	君枝	君
笠間保健センター長		川辺	一光	君
岩間保健センター長		萩谷	博	君
市立病院事務局長		中村	章一	君
農政課長		横田	文夫	君
グリーンツーリズム推進室長		磯	祐一	君
農政課農政企画グループ長		飯田	昇	君
農政課農業振興グループ長		山口	浩一	君
岩間支所産業振興課長		西山	政次	君
笠間支所産業振興課長		藤田	幸孝	君
笠間支所産業振興課長補佐		小河原	英夫	君
農業委員会事務局長		矢口	雄一	君
農業委員会事務局次長		郡司	節子	君
農村整備課長		山口	忠栄	君
農村整備課長補佐		橋本	正男	君

農村整備課土地改良グループ長	田代泰英君
商工課長	高安行男君
商工課長補佐	笹ノ間宏君
観光課長	井口清君
観光課長補佐	佐久間智通君
都市建設課長	岡野正三君
都市建設課長補佐	仲田幹雄君
道路整備課長	橋本雅晴君
道路整備課長補佐	荻津忠彦君
都市計画課長	塙栄君
都市計画課長補佐	兒玉昭一君
笠間支所道路整備課長	松江和男君
笠間支所道路整備課長補佐	竹川洋一君
岩間支所道路整備課長	飯田満君
岩間支所道路整備課長補佐	入江俊郎君

出席議会議務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	中田明
事務局次長補佐	柴山昭
事務局主査	飛田信一
事務局係長	山田正巳

午前9時57分開議

杉山委員長 皆さんおはようございます。

各委員の皆さんには、きのうに引き続き大変ご苦労さまでございます。

ここでご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員は13名であります。本日の欠席委員は柴沼委員であります。飯田委員より、おくれる旨の連絡が入っております。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

杉山委員長 本日は、保健福祉部、産業経済部、農業委員会事務局、都市建設部所管の一般会計及び特別会計、並びに企業会計歳入歳出予算の審査を行います。

議案説明のため出席を求めました者は、別紙名簿のとおりであります。

それでは、初めに、社会福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

福祉事務所長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 おはようございます。

保健福祉部福祉事務所社会福祉課所管に係る一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。主なものについてご説明申し上げますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

まず、歳入でございます。

予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、12款、1項分担金及び負担金、2目民生費負担金、1節の障害福祉費負担金でございます。障害者、身体障害者、精神障害者、心身障害者扶養共済掛金負担金等でございます。

続きまして、ページを返していただきまして23ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金でございます。14款、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害福祉費負担金2億6,164万1,000円でございます。ごらんのとおりでございますが、下から2番目、知的障害者施設訓練等支援事業費負担金1億6,793万1,000円等でございます。

ページを返していただきまして、4節生活保護費負担金7億6,742万4,000円でございます。

続きまして、国庫支出金の2項国庫補助金でございます。1目民生費国庫補助金、2節の障害福祉費補助金3,478万5,000円でございます。ごらんのとおり幾つかの身体障害者、知的障害者、精神障害者等がございまして、大きなものとしたしましては、25ページの知的障害者デイサービス支援事業費補助金627万9,000円等でございます。

4節の生活保護費補助金103万2,000円でございます。

ページを返していただきまして、27ページでございます。

県支出金でございます。3節の生活保護費負担金 2,674万 8,000円でございます。

次に、県補助金、2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金 572万 7,000円でございます。地域ケアシステム事業費補助金 570万円。

続きまして、2節の障害福祉費補助金 3,643万 5,000円でございます。

主なものとしたしましては、3行目の心身障害者福祉ワークス運営事業費補助金 408万 9,000円でございます。3分の1相当額でございます。

ページを返していただきまして、もろもろ精神障害、心身障害ございますが、中間ぐらいにあります知的障害者デイサービス事業補助金 313万 9,000円、四つ飛びまして精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金、4分の3でございますが 787万 5,000円でございます。

ページを返していただきまして、31ページでございます。

3項委託金の2目の民生費委託金、1節の社会福祉費委託金、それと2節の障害福祉費委託金 298万 7,000円、心身障害者扶養共済年金委託金 298万円等でございます。

ページを返していただきます。35ページでございます。

20款の諸収入、3項貸付金元利収入、5目の障害者住宅整備資金元利収入10万 8,000円でございます。

ページを返していただきまして、39ページでございます。

雑入等でございますが、39ページの中ごろに生活保護法63条77条78条費用返還金ということで、これは科目の設定でございまして、もしあった場合にこの額について受け入れるということでございます。

以上が歳入でございます。よろしく申し上げます。

次に、歳出でございます。

69ページをお開きいただきたいと思います。

69ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の予算内容でございますが、社会福祉に係る民生委員、児童委員、社会福祉協議会、介護保険等に繰り出す費用を計上してございます。

主なものについてご説明申し上げます。

ページを返していただきまして、19節の負担金補助及び交付金、中ごろに社会福祉協議会補助金 8,918万 2,000円、その下二つ飛びまして、民生委員児童委員協議会補助金 1,208万 1,000円、71ページへいきまして、28節の繰出金、介護保険特別会計繰出金、特会の方へ6億 2,597万 9,000円でございます。12.5%相当額を、一般会計の方から特会の方へ繰出金ということでございます。

次に、2目の障害者福祉費の予算内容でございます。この内容につきましては、障害者福祉計画策定経費及び障害者に対する補装具給付事業、デイサービス事業、短期入所支援事業、ホームヘルプサービス支援事業、在宅介護事業運営補助事業等を計上しております。

また、手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成経費につきましても、この予算で計上してまいります。

主なものとしたしましては、72ページになりますけれども、13節委託料でございます。下の方へいきまして、ことし新たに障害福祉計画策定業務委託料 540万円でございます。

それと73ページにまいりまして、20節扶助費 6億 775万 7,000円でございます。73ページの下の方から身体障害者、心身障害者、特別障害者、難病者、知的障害者等々、それぞれごらんのとおりでございまして、74ページの上から知的障害者短期入所支援費 1,147万 4,000円、75ページにまいりまして、ごらんのとおりでございますが、下から5行目、障害者施設訓練費等支援費 4億 7,080万 1,000円でございます。

次に、ページ80ページでございます。

80ページにまいりまして、7目の社会福祉施設費でございます。これにつきましては、高齢者の福祉の憩いの場としてということで、いこいの家の運営費でございます。

次に、8目人権・同和対策費の予算内容でございますけれども、人権思想の啓発普及、人権擁護活動、あるいは特設無料相談所の開設、あるいは同和問題に対する費用でございます。主に19節の負担金補助及び交付金の中で、3団体のそれぞれの団体について対応をしているところでございます。

次に、86ページでございます。

86ページの3項生活保護費、1目生活保護総務費の予算内容でございますけれども、生活保護総務に係る人件費あるいは電算保守等の経常費でございます。

次に、2目の扶助費でございますが、生活保護の被保護者、あるいは要保護者の保護とその自立を助長する扶助費等を計上しているところでございます。

20節の扶助費でございます。ここに8種類のそれぞれ扶助費がございまして、10億 2,323万 9,000円でございます。大きいものとしたしましては、医療費扶助 4億 9,110万 6,000円、生活扶助費 3億 1,681万 9,000円、住宅扶助費 1億 788万 5,000円等でございます。

終わりになりますけれども、最後に4項の災害救助費、1目災害救助費でございます。災害、火災、風水害あるいは震災等の被災者に対しまして見舞金を贈るということで、5万円の単価でございますけれども、それに対する扶助費でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

杉山委員長 社会福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 80ページの7目社会福祉施設費ですが、委託料の部分でいこいの家運営委託料というのは、おふろのことを言うのですか、確認したいのですが、それで、委託先と委託内容をちょっと教えていただきたいのですが。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 80ページの社会福祉施設費の委託料でございます、いこいの家運営委託料 1,751万 3,000円の内容でございますが、これにつきましては、いこいの家はなさかの委託料でございます。友部社会福祉協議会の方へそれぞれ運営を委託してございます。この中には、人件費相当分3人分も含まれておりまして、1,751万 3,000円で委託をしているところでございます。以上でございます。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 社会福祉協議会、社協ですよ。要するに委託というのは、指定管理者制度の扱いですよ、指定管理者制度ですよ。お聞きします。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 ただいまの再度のご質問にお答えいたします。

現在のところ一般委託ということで、友部町社会福祉協議会に委託をしてございまして、今後指定管理者制度にということで、今、検討を重ねているところでございまして、それについてもその方向性で、今後どのようにするか、今、検討しているところでございます。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 そうしますと、公募をしたり何かそういう考えもあるわけですか。社会福祉協議会のみならず指定管理者制度に基づいて広く公募をして、例えば民間企業の活力を入れるとかという考えはお持ちですか、最後にお聞きします。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

指定管理者制度につきましては、現在その方向性につきまして検討中ではございまして、指定管理者の内容につきましては、公募にするか、あるいは公募によらない方法によるか、どちらにするかの検討中ではございますが、設管条例がはなさかにはございますので、設管条例の中に、指定管理者制度によることができるということでの条例改正をもって、その方向性に向かって今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

杉山委員長 ほかに。

成田委員。

成田 正委員 1点は、私、昨年、県社会福祉協議会の主催で、山の集いというのに行ったわけです。その中で個人負担が1万 2,000円あったわけです。ほかの県北地方の方で参加した人は、その半額個人負担で来ているよということなんです。これが、やはり皆さんに参加していただくというのだったら、この個人負担は軽減させるべきじゃないかなと思うのですけれども、それはこの項目の中のどこに入ってくるのかちょっとわからなかったものですから、そういうことでお聞きしたいのですけれども。

それと、あと1点は、80ページの人権・同和対策の関係で、3団体に補助金を出していますよということなんですけれども、補助金というのを基本的に出していることは、収支

決算というのを出示してもらっているのでしょうか、それをお伺いしたいのですが。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

まず、1点目の、障害福祉費の方の障害者の山の集い等の参加費用についての、個人負担の軽減ということでの質問でございますが、この山の集いというのは、もう何年もやっております。ただ、直接参加費用を個人的に負担するというような部分では、多分ほかの市町村もないのかなと思います。するとすれば、その協会の運営の補助として会員の補助をすると、その会員の補助金の中から、参加者の負担軽減をやっていくところもあるのかなと思っております。そういうことで、この中には計上はされておられません。

もう一つ、人権同和对策室の中で、現在、笠間市で対応している大体が3団体ございます。これにはいずれも補助金等を支給しております。これについては、補助要望、その補助に対して内容等を検討しまして、精査しまして補助金を出しております。そして決算の方もちゃんといただいておりますので、その辺をお含みいただければありがたいと思います。以上、終わります。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 そうしますと、山の集いの方はわかりました。

そのほかの同和の関係で、その3団体の所在はどちらになっているかわかりますか。正確な番地までは必要ないですけれども、旧笠間とか、旧友部とか、旧岩間とかというような形の。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 それでは、ご質問にお答えします。

先ほど3団体の対応をしているということでございますが、旧笠間市で2団体、ちなみに、部落解放愛する会、もう一つ地域人権運動連合笠間支部、この二つが旧笠間市でございます。もう一つが全日本同和会茨城県連合友部支部ということで、この3団体に現在笠間市の方では対応しております。

ただし、茨城県の方が、このほかに開放同盟という4団体を対応しておりますので、笠間市に支部はございませんが、同じような研修等の参加で、同和問題等、人権問題等に我々の方でも対応しております。以上でございます。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 2点お聞きしたいと思います。

73から74ページにわたって、ちょっと細かい数字はあれですけども、身体障害者関係のいろいろ支援、補助その他出ておりますね。そこで、今、笠間市における身体障害者とされている全体の数と、それに対応している施設、どういうふうな施設があるか、まずお聞きしておきたいと思うのです。

それと、自立支援法というのができて、10%を施設入所者が負担をしなければならない

という問題が起きています。それで各所でいろいろ聞いていますと、実際に働いて月にもらう金額が8,000円とか1万円とかという金額で、払っている方が多いというふうな問題が、いろいろなところで起きているわけですね。かえって、行けば負担がふえてしまうと、その辺のことが実際ここで起きているかどうかということの一つ、第1点ですね。

それと、今、成田委員の方からもありましたけれども、80ページの同和の関係の予算の問題ですが、何年か前に全国的なあれとしては、同和問題は既に解決したということで国会決議でその他なされているわけです。この三つに、今、補助を出しているということになっておりますけれども、聞くところによると、一つの団体は、何年か前から既に補助金は要らないというふうにも言っているそうですね。この前もそう聞いたのですけれども、これは今の市ではなくて前の市ですね。バランスをとるために出しているんだというような話をちょっとされたこともあるんですが、その辺はどうなっているかを含めて、その辺をちょっとお聞きいたします。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 まず1点目の、障害者に関する対象者についてございました。まず、身体障害者の手帳の交付者ですね、これにつきまして2,377人でございます。それと、知的障害者の療育手帳交付者が430人でございます。それと精神保健福祉手帳交付者218人でございます。それと施設入所者ですね、これにつきましては、やはり前後あるのですが、約150名弱ぐらいの方が入所していると考えてございます。

それと、対象の施設でございますが、現在のところ、身体障害者につきましての施設といたしましては15施設でございます。それと知的障害者につきまして、現在のところ27施設ということで、それぞれ措置あるいは入所等で対応しているところでございます。

それと、2点目の自立支援法ができて、1割負担ということで制度が改正されてございますけれども、現在指摘がありましたように、その支払い関係の云々ということがございますが、その関係のことにつきましては、私どもの方には、現在のところ、入っている情報についてはございませんので、ご回答したいと思います。

同和関係につきましては、室長の方にかわってお答えをさせます。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 人権同和の問題に、3団体への対応をしている補助金についてということです。

委員ご指摘のとおり、特別措置法等が切れた段階で、ある程度の差別等の撤廃はされたのかなという団体もございます。

ただ、それぞれの団体の研修等に行きますと、まだまだ心理的差別ということが潜在化されているという中で、そういった研修等を重ねていく必要もあるということで、各市町村補助金を出している次第でございます。ただ、このままこのような補助をいつまでも続けていくということではございませんので、今後、精査をしまして、補助金の削減等も考

えていかななくてはならないのかなと考えております。以上でございます。

杉山委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 今の入所者数とか、そういう施設が多いか少ないかという問題は、いろいろと勘案して、これからも対応していかなければならないと思うのですけれども、やはり自立支援法10%の問題というのが、とりあえず、今の笠間市においては問題を聞いていないというふうな回答ですね。

支援策や負担金その他、いろいろ何項目にもわたっているわけですが、実際に10%払うことによって、手取りの作業所からの所得より、払う金額が多くなっているというふうな問題が実際に起きているわけですから、そのことに対する対応というのは、何か考えているのかどうか、その辺ですね。

それと同和の問題ですね。もう数年前ですね、措置法が国としては切れているわけです。私は、旧笠間地区のだけしかわかりませんからあれですが、予算実績報告書等を見ますと、いろいろな団体があるわけですが、この問題だけに限って言うと、何年間にわたって、ほとんど同じような報告書なんですよ。予算から実績から、何をやったかということも、文言がほとんど変わらないようなのが、平成14、15、16年と、私はきょう持ってきていませんけれども、補助金の団体を全部調べてみたのです。そうしたら、ほとんど変わらないことが、補助金団体に全部つながるのです。補助金の額も同じ、決算する額も同じ、それで、いわゆる何をしたかという実績報告書、計画的なことすべて同じことがずっと続いているのです。

今度、17年の実績報告書というのが出てくると思うのですけれども、またそれで何年も前と同じようなことがあったら、その団体は何しているのかと。これはほかの団体にも当てはまるわけですが、全く同じような形が出て。補助金を出すということは、その団体が、基本的には自立できるような体制をつくって、自主的にやってもらうということが趣旨だと思うのです。補助金はいろいろな面で、出さなければならない副次的な関係その他ありますけれども、任意的にやっている団体で、殊にこういうふうな国の措置さえ切れているようなところに、要らないという団体にまでなぜ出すのかということ、その辺のことは把握しているのか、改めてお聞きしておきます。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 一つ目の自立支援法の関係でございますけれども、これにつきましても、昨年来、法律が施行いたしまして、この10月からは、今度は市町村にそれぞれ審査会を設けるということで、今、議案として、審査会の設置の条例を今定例議会をお願いをしているところでございます。

それを受けまして、笠間市の自立支援法に基づく審査会をつくりまして、それでサービスマスをいろいろやっていくということで、慎重審議をやっていくということでございますので、そういう中につきましても、それを含めて、指摘されたようなよりよい制度に、よ

りよいサービスを受けるようにやっていきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それと2番目の補助金の関係なんですが、これにつきましては、室長の方からご説明を申し上げたとおりでございます。この額につきましても、昨年から見ますと、平成17年対18年度の中では、対前年比1割くらい削減をしている数字等でございますので、今後、同和対策につきましても時限立法といいますが、そのあれがなくなりまして、一般対応ということで、今までですと、笠間市の場合ですと、総務部の方で対応していたのですが、一般対応ということで茨城県となりまして、保健福祉部の方、福祉事務所の方で対応することになってまいりましたので、その法の趣旨、あるいは今指摘があったような部分を含めまして、今後よりよい対応をしてみたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 自立支援の問題は、個々の事例その他で難しい問題はあると思いますけれども、とにかく障害者が施設等へ行って、うちにいるよりも、施設に行っているいろいろなことをしてもらった方が、社会的にこういうふうな将来的な発展できる方向もあるし、家庭にただ座っている、寝ているということよりも、施設で多少でも体を動かしたり、仲間と一緒にやるということが自立にも向かうことですから、10%の問題ということではなくて、それについてどういうふうに対処するかは、これから市の大きな方向としては考えていただきたいというふうに思います。

それと、同和の問題ばかりじゃなくて、これ、前は総務だったから、どうも総務のとき報告の話がないのでおかしいなというふうに思っていたのですけれども、やはりそういう団体、これはほかの団体にも当てはまるから、今の民生だけの問題じゃありませんけれども、補助金の団体の一つとして、どういうふうにあるのかという点も含めてやるべきであって、人権的な問題がなぜここに来たのかというのは、やはりこれは総務の管轄じゃないかというふうに、ちょっと僕はおかしいんじゃないかなという感じですね。

だから、昨日、総務の報告がないので、なぜかなと。きょう、それを改めて聞いてみなきゃいけないと、なぜ民生的な部分になったのか、その辺は、市の方針でそうなったといえればそれまでですけれども、ちょっと解せなかったということですね。

これからほかの問題もありますから、いろいろと検討していただくということにしたいと思っています。よろしくお願います。

杉山委員長 横倉委員。

横倉さん委員 一つは、知的障害者の問題で、27カ所あるということですね。それで、知的障害者のグループホーム、ここで394万5,000円と出ていますが、今何人ぐらい、ここを利用しているというか、グループホームに入っている方。

それと、知的障害を持っている子の親としては、親が元気なうちにはいいですけども、

亡くなった後すごく心配していて、グループホームに入れたいという方がいるんですが、今新しくそのグループホームをつくる、この近辺にというか、あるのかどうか。

それと、4月から施行されていますけれども、本格的には10月からということで、障害者の自立支援法ができました。施設にとっては、今まで月払いだったのが日割り計算ということで、施設にとっては物すごい運営が大変になっているという状況を聞いています。そういう点で、この予算では、その辺がすごく減っているのかどうか、予算にどのように反映しているのか伺います。

それと、同和の問題ですが、三つの団体ですけれども、その会に入っている方の人数など、おおよそで結構です、お願いいたします。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 一つ目のグループホームの関係でございます。知的障害者の方が27施設でそれぞれ入所しているということでございますけれども、ここの316万8,000円の心身障害者生活ホーム運営費支援費ということで、ここの予算の中といたしましては、4名の方を、1年間ということでそれぞれ支援費を出しておりますけれども、対象者といたしましては、身体障害者の方が20名、それに知的障害者の方が6人、それと精神障害の方が3人ということでございます。

それと、どの程度の水準かということでございますけれども、今のところ大体前年とそんなに変わらない、同水準ぐらいの数の方が推移をしていると、現在見ているところでございます。以上でございます。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 人権同和対策の方の団体の会員数ということのご質問でございますが、旧笠間市の対応団体、茨城県人権同和運動連合会の方の笠間支部の会員数が27名、部落解放愛する会茨城県笠間支部連合の方が20名という形で、申しわけございません、この人数だけを把握しておりますので、ご報告いたします。

杉山委員長 横倉委員。

横倉さん委員 同和に関してですけれども、やはり27名とか、人数としてはすごく少ないですよ。そういう中で、72万円とかという形で出ているというのは、かなりの補助ではないかと思うのです。やはり精査をして、国はもうなくなっているわけですから。

それと人権擁護問題では、民生委員とかそういう形で相談なんかもやっていますし、そういうところとの兼ね合いで、十分検討していただきたいと思います。

あとグループホームですが、今どのぐらいの入所費がかかるのか。聞くところによると、知的障害の方2級ですと6万幾らかもらうわけですが、6万円幾ら全部消えるような形だということで、なかなか自立支援にはなっていないという状況を伺っています。そういう状況をどういうふう把握しているのか伺います。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 グループホームの経費といいますが、これにつきましてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、さっきもありましたように、2級ということでありましたけれども、生活ホーム、グループホームですね、これにつきましては国の補助措置の基準等がございまして、心身障害者の場合ですと月6万6,000円でございます。それと、精神障害者の場合ですと、日常生活の援助ということで、現在のところ、1人当たり月額5万2,880円ということでの単価設定ということで、国の方からまいってございます。以上でございます。

横倉さん委員 知的障害については。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 失礼をいたしました。

再度のご質問にお答えいたします。

知的障害者につきましては6万5,750円でございます。以上でございます。

杉山委員長 横倉委員。

横倉さん委員 今度の障害者自立支援法については、いろいろ問題があると聞いています。一つは、授産施設などに通っていても、今度食費がかかるわけですけれども、その食材にかかるなら話はわかるけれども、調理する人の人件費まで含まれるということが、すごく納得がいかないというふうに伺っています。そういう点で、その辺の支援策や何かは考えているのかどうか。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 その辺の内容につきましては、私どもですとなかなかお答えしにくい部分でございますけれども、国の法律、あるいは県の条例等によりまして、適切適宜対応してまいりたいと思えますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

杉山委員長 そのほか。

鹿志村委員。

鹿志村清一委員 70ページの、19節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金8,918万2,000円ということになっておりますが、この社会福祉協議会補助金というものは、従来から予算の中でそれなりに支出されているわけですけれども、これからの社会福祉協議会に対する考え方として、補助金を、予算の中から何の基準もなく支出していくという方向でいってはまずいのではないかということを考えまして、この社会福祉協議会に対する補助金の補助の基準というか、考え方というものについてお伺いいたします。

あとは71ページの28節の繰出金、地域支援事業繰出金、包括支援事業・任意事業ということで、新笠間市の任意事業として特出するものはどういうものか、また地域支援事業繰出金の内容についてお教え願いたいと思えます。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 70ページの社会福祉協議会補助金でございますが

8,918万 2,000円でございます。これにつきましては、旧それぞれ社会福祉協議会がございますので、それぞれの補助金につきましては、今年ですと、まだ7月1日に合併をする予定でございますけれども、それぞれの旧ごとに予算を合わせましてこの額でございます。

これにつきましては、社会福祉協議会の運営費、それと、それぞれ事業等につきましてもそれをお願いをしているところございまして、笠間の場合ですと、心配事の相談とか、ボランティアの運営補助金とか、友部ですと福祉バスの運営費、あるいはネットワーク事業とか地域福祉センターの補助とか、その他もろもろの部分が入りまして、それに大きい部分は、笠間ですと人件費といたしまして3人分ですね、それと事務費等でございます。友部ですと人件費が9人分、それと事務費等でございます。

そういうことで、この額ということで、これにつきましては、市の中に補助金等審査委員会という内部機関の委員会がございまして、そこで審議をいただいて、そして、予算計上をしてということでの議を経てやっているところでございます。

それと、二つ目の介護保険特別会計の繰出金の中の、包括的支援事業・任意事業ということで 752万 9,000円でございますが、これにつきましては、ご案内のとおり、今年度から地域包括支援センターということで、笠間、友部、岩間ということで、三つの包括支援センターができます。そこに専門の方を配置いたしてございます。そこに対する人件費、あるいは事務費等でございます。以上でございます。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 笠間市の任意事業とかいうのは、今見えているものというものはあるんでしょうか……何回やれるのですか、別に3回というものは。

杉山委員長 大丈夫です。

鹿志村清一委員 任意事業の予定されているものについて、わかればお教え願いたいということと、あとは73ページ、私、勉強不足であれなのですけれども、精神障害者小規模通所授産施設運営補助金、これについてお教え願いたいと思います。扶助費の上です。

あとは、80ページの、先ほども西山委員から質問がありましたけれども、いこいの家運営委託料ということで、社協が人件費3人分を含んで、委託料でこの運営を担っているということでございますけれども、その社会福祉施設費で施設管理委託料というのが入るのかどうかあれですけれども、いこいの家はなさかについて、重油とか、施設運営の管理とか、あと、この運営委託のほかには施設管理というものがあるんじゃないかなと思うのですけれども、はなさかが新しく開設してからの入場者数が、10万人を突破したというような華々しい業績を上げているわけでございますけれども、これが将来どういうふうになっていくかということも懸念されるところでございますが、実質的な重油代とか、そういうものを含めた上での収支というものはどのようになっているのかなということをお伺いしたいと思います。

あとは86ページ、生活保護費の扶助費、13節委託料、生活保護適正化事業委託料という

ものが 105万円計上されておりますけれども、これはどのような内容か、お教えいただきたいと思えます。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 まず 1 点目の、包括的支援事業の任意事業ということで書いてございます。これにつきましては、介護保険特別会計繰出金の内訳が、それぞれ介護給付費から地域支援事業繰出金ということできずと書いてございまして、その中の地域的支援事業がこの中身とすれば、あの任意の事業に当たりますということでございまして、地域包括支援センターに繰り出すお金ということでの内訳でございます。

それと、2 点目の、精神障害者小規模通所授産施設運営補助金でございますが、精神障害者に対する授産施設ですね、そこへ行って社会復帰のために仕事をやるということで、具体的には、旧笠間市の旧笠間保健所跡に笠間焼工房陽ということで授産施設がございまして、そこに対する補助金ということで 1,062万 7,000円でございます。現在のところ 19 名の方が、それぞれ、自立するために社会復帰を目的にやっている施設への補助金でございます。

3 点目の、80ページのいこいの家はなさかの関係の委託料でございますが、施設管理委託料 413万 1,000円でございますが、これにつきましては、大きなメンテ関係の施設費でございます。そのほかに、別途はなさかの方では会計がございまして、そこでやっているところでございます。

それで、入出関係でございますが、市の方からこの額を入れまして、今年度ですと、若干黒字になって返還金があるというふうに、今のところ決算見込みを伺っているところでございます。

それと、この施設につきましては、ご案内のとおり、昨年 2 月にオープンをいたしまして、5 月の 15 日で 10 万人を突破をしたということで、広く皆さんに周知をされたところでございます。

今後につきましても、この入場者が推移されることを希望しているところでございますけれども、より PR をいたしまして、よりよい施設にということで運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、86ページの 13 節委託料、生活保護適正化事業委託料等でございます。それにつきましては、補佐の方からお答えいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 先ほどの生活保護費の扶助費の中の委託料、生活保護適正化事業委託料につきまして説明いたしたいと思えます。

18 年 4 月現在、笠間市の中で保護世帯が 402 世帯でございます。人員としては 539 名、その中で医療扶助等を受けている人員が約 427 名おります。こういった中で、医療扶助が本当に適正な扶助をしているのかということを確認するために、診療報酬明細書等の点検等

を委託しております。これは北日本コンピューター株式会社の方に委託をいたしまして、精神分診療報酬等については、丸山荘の滝先生の方で診てもらっている部分15万 6,000円の部分と、あと診療報酬明細、普通一般診療の部分について株式会社ニチイ学館の方に89万 4,000円等で委託をしております。これについては、国の国庫補助ということで、10分の10の補助をいただいで実施している事業でございます。以上でございます。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 ただいま答弁ありがとうございます。

先ほどちょっといこいの家はなさかの収支が、5月15日に10万人を突破した段階で大分入館者数が多いと、これは開所したのは去年の2月ということなんですけれども、それで若干の黒字という言葉が使われましたが、10万人も突破していて若干の黒字ということは、将来において非常に厳しいということですかね。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 この見通しにつきましては、1年を経過をしたということで、当初ということで、そういうにぎわいも懸念といたしますか、想定されるところでございますけれども。将来につきましては、そう楽観もしていただけないという考えではおりますが、こういうことでオープンした以上、よりよい市民のいこいの場として、にぎわうように努力をしながら、黒字といたしますか、市の方から入れての黒字ですけれども、極力入れない、少なくなるような方向性をもって、今の指定管理者ということも視野にございますし、そういうことを入れて、よりよい運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 2点にわたってお伺いいたします。

72ページの委託料、障害者福祉ワークス運営事業委託料と、その5番下に入りまして障害福祉計画策定業務委託料、4,000万円と540万円と2カ所ありますが、先ほどから自立支援法ということがありますので、そういう点からワークス運営事業委託と福祉計画策定業務委託と同じようなこの内容かどうか、それをお伺いしたいと思います。

あと1点ですが、先ほども鹿志村委員から出ましたように、生活保護の中で、10億円の金額をいろいろ9項目にわたって扶助しているわけなんです、この点から見ますと、各市町村、またその割合ですね、これはやはり推移をするかと思えますけれども、この適正化事業委託の中でどれだけこれが減らされていくかということも、大事な観点ではないかと思えますので、その2点にわたってお伺いしたいと思います。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 72ページの13委託料でございます。

障害者福祉ワークス運営事業委託料 4,002万 5,000円でございますけれども、これにつきましては、現在、三つの福祉ワークスがございまして、笠間につきましてはニコニコハ

ウスですね、友部ですとたけのこ、それと、岩間ですとあおぞらということで、知的障害者の方、あるいは身体障害者の方がそこへ通所いたしまして、いろいろの作業あるいは社会勉強をやりまして、社会復帰をするということでの授産といいますか、そういう施設でございまして、そこに対する 4,002万 5,000円ということでございます。昨年同様の形の補助金ということでございます。

それと、障害福祉計画策定業務委託料 540万円でございますけれども、これにつきましては、既に3市町で、これに対する障害福祉計画はあるんですが、合併を機に、計画そのものの程度とか温度差とか、いろいろのあれがありますものですから、二つ、三つをそれぞれ一つにまとめて、それで新生笠間の障害福祉計画を策定するというところでございます。そういう内容でございます。

それと、最後の生活保護の関係ですが、これにつきましても10億円からの扶助費がございまして、8種類の扶助をしているということでございます。

ちょっとここで保護率というのですけれども、扶助をする場合に、笠間市の場合、どの程度の方にどういう扶助をやっているかということでの指針につきましては、ことしの4月現在で 6.6%ということで、1000分の1で 6.6パーミルということでございます。ちなみに、県平均が 1.2%くらいダウンということで5%、5.4パーミルということで、1.2パーミルということで、笠間市の場合ですと、ちょっと高齢者人口といいますか、そういう方が多いのと、あるいは障害を持っている方の比率ということでも、そういう推移ということで、県全体から見るとちょっと多いという推移でございます。以上でございます。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 先ほどのワークスの件なんですが、4,000万円ほどの金額を使っているということで、この事業内容はどんな形になっていますか。

それと、人件費だと思いますけれども、どれくらいの人たちが携わっているのか、お伺いをしたいと思います。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 これにつきましては、ご指摘のとおり、人件費が多いということで、大部分人件費の構成になっているところでございます。

笠間には、ニコニコハウスは15名の方、たけのこが20名の方、あおぞらが8人ということで、そこに専門の先生が配置をされておりまして、その内容につきましては、補佐の方からご説明申し上げます。

杉山委員長 課長補佐中沢英夫君。

中沢社会福祉課長補佐 先ほどの課長の説明に補足させていただきます。

笠間市で、今ワークス事業として取り組んでいるのは3カ所、笠間市で先ほど言いましたように、ニコニコハウス、友部町たけのこ、岩間あおぞらということで、それぞれの人数を、ニコニコの場合、正職員1名、臨時職員3名。たけのこの場合、正職員3名、臨時

職員2名。あおぞらの場合、正職員1名、臨時職員1名等で、在宅の障害者の自立に対する作業とか生活訓練等に従事しております。ほとんどがこの事業に対する人件費等に充てております。以上でございます。

杉山委員長 ほかにはございませんか。

副委員長。

海老澤 勝委員 細かい項目ではないのですが、一つ方針としてちょっとお聞きしたいのですが、かなりの項目の中で、補助金とか負担金とか、この福祉関係の場合は出ていますけれども、合併してこの予算書を作成するに当たって、1市2町の中でいろいろ取り組みが違ったと思うのですが、こういう補助とか負担とかという部分については、その効果を十分考慮しながら、考えて予算を組んだと思うのですが、1市2町の中で同じような項目があったり、カットする部分とか、縮小する部分とか、そういう検討はなされていますよね。

杉山委員長 社会福祉課長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 この予算につきましては、民生費につきましては270億円の中の約4分の1程度の予算ということで、大変大きな予算を占めてございます。それで3市町それぞれ中身が違う部分がございます、詰まった部分ですね、事務的あるいは合併協議会の決まった部分については、それなりに予算措置をしたんですけれども、まだ決まらない部分については、速やかに合併後調整するというので、決まらない部分は、旧3市町それぞれの予算額がここに計上されておりますので、今後、その部分を精査して一つにまとめて予算化することによって、今の額よりはもっと削減といいますが、節約した額になると考えてございまして、今後そういうことで、3市町の中身をそれぞれ合わせて、よりよい民生、あるいはその予算を組み立てていきたいと考えております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 それでは、子ども福祉課所管の歳入についてご説明をいたします。まず、20ページをお開きください。

12款分担金及び負担金のところでございます。

2目の民生費負担金についてです。子ども福祉課分の予算内容でございますが、3節児童福祉費負担金として、保育所運営事業、児童クラブ事業などにかかわる保育所負担金を計上しております。

主なものにつきましては、保育所入所児童保護者負担金としまして2億2,764万4,000円、児童クラブ保護者負担金としまして2,520万円を計上しております。

次に、22ページをお開きください。

使用料及び手数料の中の民生手数料でございますが、この項目につきましては、保育所及び児童クラブの保護者負担金に対します督促手数料等を計上しております。

次に、23ページになります。

14款国庫支出金の中の国庫負担金、1目民生費国庫負担金についてでございます。これも福祉課分の予算内容でございますが、3節児童福祉費負担金としまして、児童手当、児童扶養手当、保育所運営事業にかかわる歳入を計上しております。

主なものとしては、児童手当の被用者小学校修了前特例給付負担金9,069万6,000円、児童扶養手当負担金6,492万5,000円、保育所運営費負担金1億5,029万4,000円を計上しております。

次に、25ページをお開きください。

14款国庫支出金の中の国庫補助金、1目民生費国庫補助金についてでございます。子ども福祉課分の予算内容でございますが、3節児童福祉費補助金としまして、次世代育成支援事業に係るソフト交付金1,830万円を計上しております。

次に、27ページになります。

15款の県支出金、県負担金の1目民生費県負担金でございます。子ども福祉課分の予算内容でございますが、2節児童福祉費負担金としまして、児童手当、保育所運営等にかかわる歳入を計上しております。

主なものとしては、児童手当の被用者小学校修了前特例給付金7,440万6,000円、保育所運営費負担金7,514万6,000円を計上しております。

次に、29ページになります。

県支出金の中の県補助金でございます。

子ども福祉課分の予算でございます。4節児童福祉費補助金として、保育所運営事業、児童クラブ推進事業等に係る歳入を計上しております。主なものとしては、特別保育事業費補助金1,627万6,000円、放課後児童健全育成事業補助金1,445万6,000円を計上しております。

以上、子ども福祉課所管の歳入でございます。

次に、歳出の方に移らせていただきたいと思います。

ページは81ページになります。

予算内容でございます。民生費の児童福祉費の中の児童福祉総務費ですね、その中の児童クラブ推進事業、保育運営事業、次世代育成支援対策事業、特別保育事業、保育サービス事業等を計上しております。主なものとしましては、児童クラブ指導員等の経費として、7節賃金に6,764万2,000円、82ページの19節負担金補助及び交付金に、民間保育所入所負担金としまして4億8,240万1,000円、次世代育成支援対策事業補助金としまして3,430万円、特別保育事業補助金として2,029万3,000円を計上しております。

次に、83ページでございますが、2目児童手当費でございます。児童手当事業、20節扶助費に4億8,301万5,000円を計上しております。これは児童手当でございます。

次に、3目母子福祉費でございますが、子ども福祉課担当分の児童扶養手当事業費を計上しております。

主なものとしましては、20節扶助費に、児童扶養手当の経費といたしまして1億7,872万円を計上しております。

次に、4目保育所費でございます。保育所運営事業等を計上しております。

主なものについては84ページ、7節賃金に臨時雇賃金としまして6,684万2,000円、11節需用費に賄い材料として3,113万3,000円、19節に負担金補助及び交付金、85ページになりますが、保育所広域入所負担金690万3,000円を計上しております。

以上が、子ども福祉課所管の主な予算でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

杉山委員長 子ども福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

成田委員。

成田 正委員 82ページの民間保育所入所負担金4億8,240万1,000円ということで計上されていますけれども、この民間保育所の入所ですね、民間保育所は、どのくらいの施設があって、どのような基準で負担金を出しているのか、お伺いしたいのですけれども。

それと、4目の保育所費の中で、臨時の賃金が6,684万2,000円、84ページで入っていますけれども、臨時者、これ何人ぐらいの人数になっているのかお伺いしたいんですけれども、その2点です。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ご説明いたします。

ただいまの民間保育所につきましては、全部で五つございます。岩間地区に三つ、友部地区に二つです。それと、保育料の基準でございますが、保育料につきましては、合併前に保育料の統一ということで、いろいろと協議してまいりました。そういった中で、なかなか整合性がとれないということで、保育料につきましては、笠間、友部、岩間について別々に賦課といたしますか、基準を定めておるところでございます。

それと、保育所関係の賃金でございますが、これにつきましては、公立保育所四つの分

でございます、現在、予算計上してありますのは52人分でございます。以上です。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 そうしますと、民間保育所の関係で、今お話を聞いたのは5カ所で岩間が3カ所、友部が2カ所、そうしますと、旧笠間で民間保育所というのは、これはないのでしょうか。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 笠間地区の方には、民間保育所はございません。

成田 正委員 わかりました。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 2点お伺いいたします。

81ページ、3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の中の7節賃金で学童クラブのことをおっしゃられたんですけれども、学童クラブの現状ですね、友部、岩間、笠間、3地区、それぞれ違うと思うのですが、施設や保育時間、それから臨時職員の数、保育児童の数、すべて違うと思うんですけれども、この現状についてお知らせをいただきたいということが一つです。

それから、今年度は3地区ばらばらに多分進められるんでしょうけれども、来年度以降はどのように整理をされるのかということについても、あわせてお教を願いたいと存じます。

それと、市長の施政方針の中に、友部小学校での非常に需要が高いために、施設の建設を進めていきたいという内容がございましたけれども、この予算書の中に、その予算は含まれているのかどうかということも、あわせてお願いいたします。

それから、83ページの3款民生費、2項児童福祉費の4目の保育所費に関してですけれども、これは、3年をめぐりに保育料については統一をしていくということが、合併協議の中で言われております。この3年をめぐりにということなんです、これもどういう現状で統一に向けた話が進められているのか、その辺の現状についてもお教えいただきたいと存じます。以上です。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 まず初めに、放課後児童クラブの件につきまして、ご説明をしたいと思います。

放課後児童クラブにつきましては、現在15の施設がございます。そういった中で、笠間地区が6カ所ですか、友部地区が6カ所、岩間地区が3カ所ということでございます。

そういった中で指導員の方につきましては、今現在62名だったと思うのですが、失礼しました52名でございます。52名おまして、施設ごとの児童数につきましては、全体で421名の児童が通っているというような形になっております。

それと指導員は、各施設施設、3人から4人の方にお世話を願っているところでござい

ます。

あと、合併関係であります保育料の件でございます。これは3年をめぐるといって、そういったあれがなされているわけなんです、これにつきましても、今後、早い時期に検討していきたいと考えているところでございます。

それに、友部小の児童クラブ等が定員がいっぱいということで、ほかの児童クラブにお世話になっているところから、児童クラブの教室を新設するというのですが、これについての予算は、現在のところまだ上がっておりません。これから補正等をして進めていきたいと思っております。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 一つは、学童保育の問題、3地区ばらばらな状況になっております。保育時間もかなり、1時間くらいずれていると思うのですが、それから保育内容についても、私は一定程度統一を図っていく必要があるだろうと思うのです。前々から、友部町の時代からも申し上げていたんですが、学童保育の連絡協議会あるいは運営協議会的なものをつくって、統一をしていくということも考えていくべきだろうと思うのです。

先ほども質問申し上げたんですけれども、その統一というか、基準というか、バランスというか、そういうものをどういうふうに進めていこうと考えられているのかをお聞きをしたいわけです。

それともう一つ、保育料については、今後早い時期にというふうにおっしゃられているんですけれども、友部で言いますと、3歳未満児で大体4万5,000円ですか、これが笠間に行くとも6万1,000円です。かなりの差があるわけです。これから、子供をつくっていくというふうを考えている若いご夫婦、あるいは未満児を抱えているご夫婦は、この保育料がどうなるのかということ、かなりご心配をされているわけですね。少子化対策ということもありますけれども、この保育料というのは、子育てということで本当に一番大きな問題になるわけですから、これは早い時期ではなくて、一定のめどをつけてご検討いただいて、市民に対してご提示をいただかないと、非常に市民の不満は募っているんじゃないかなと思うのです。

この辺もうちょっと詳しく、早い時期ではなくて、どれくらいをめぐるといって、ちょっとお話をいただけないでしょうか。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 まず、児童クラブ関係についてのご説明になります。

放課後児童クラブの保育時間が、統一されていない部分がありますということでございますが、放課後から6時半までということで一応統一はしてございます。あと、休みの日は8時から6時半までということです。あと負担金につきましても、1人当たり5,000円ということで統一をしております。

保育料の早急の統一化ということでございますが、これにつきましては、いろいろな問

題が出てきます。片方に寄せれば、何と申しますか、金額が上がってしまってどうのこうの、一番いいところに線をつければ、財政的に厳しくなっていくというような面もございまして、この辺をこれから早目に協議しながら進めていくしかないのかなと思っているところでございます。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 1点だけ、学童保育の保育料と保育時間のことをお聞きしたかったわけではなくて、学童保育の保育内容について、一定の基準、統一が必要だと思うのです。そのための措置というか対策というのを考えられているのですかということをお聞きしたかったんですが、その点についてお願いします。

杉山委員長 課長補佐秋山久男君。

秋山子ども福祉課長補佐 石松委員の質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の運営委員会が旧笠間では自発的に出てきております。その中で、旧笠間では年に2回ほど保護者の方たちと懇談をしまして、どういうふうにしていこうかということも話しておりますが、学童クラブについては、遊びの場あるいは生活の場を与えて、児童の健全な育成に資するということで、一応その各地区の特性がありまして、全児童クラブが同じ内容でやっていくのもどうかと考えております。

今後も、保護者あるいは指導員と協議しまして、地域の特性を生かしたクラブ運営に努めていきたいと思っております。以上でございます。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 1点だけお聞きしたいと思えます。

さっき成田委員からもちょっと出たんですけども、81ページと84ページの臨時賃金の問題ですね、ちょっと疑問というか、賃金の問題でお聞きしたいと思うのですよ。

両方とも6,000万円近い臨時賃金ということで計上されていますね。これは臨時賃金ということになれば、例えば特殊な技能があって短期間なのか、それとも臨時ということで通年雇っているのか、この辺が問題だというふうに、お聞きしたいと思うのです。

例えば、通年で雇っているとしたら、むしろ正規の雇用にした方が、その人の安定した生活その他のことを考えれば、保育所その他の運営というか指導の面でも、不安を解消して十分対応できるのではないかと。

臨時でというのは、例えば、何カ月間とか1年で雇用を切りかえちゃうのですか。それでまた違う人になるのか、同じ人になるのか、わかりませんが、毎年同じ形で臨時だということで運営していくことは、私はちょっと疑問に思うのですけれども、どのくらいの人数がいて、半年なのか、1年なのか、特殊な技能の人だけを臨時にしているのか、そういう点はどうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ご説明いたします。

81ページの賃金の部分でございます。これは、先ほどもご説明いたしました児童クラブの関係の賃金ということになります。

児童クラブの指導員で、各施設の指導をお願いしているわけなんです。こういった中、長期休みの期間、夏休みとかそういった部分、やはり1日対処するというところで、正規と申しますか、今までの人員では足りない部分もございまして。そういった中で増員をしたり、また都合によりまして入れかわりがございまして。そういった中で、正式な職員として雇用するという部分では難しい面もあるのかなと感じているところでございまして。

あと、保育所関係の賃金です。これは公立保育所の臨時の職員、それに保育所でいろいろな事業的なものを行っております。そういった中での賃金等になるかと思っております。以上です。

杉山委員長 課長補佐秋山久男君。

秋山子ども福祉課長補佐 質問にお答えします。

81ページは放課後児童クラブの指導員、84ページは保育所の保育士ということで課長からお話がありましたが、保育所については、保育士の免許証を持っている人、それから指導員は、できるだけそういった免状を持っている人、あるいはそういった指導にすぐれている人を使いなさいということで、教員の免許証、あるいは幼稚園の免許証を持っている方がおりますが、いずれにしましても、本人の意向で長く働きたくない、こういう期間だけ働きたいという方もおありまして、そういう方については新しい方を雇っておりますし、続けて働きたいという方については更新をしております。以上でございます。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 児童クラブの問題は、例えば夏休みとかそういう特殊なときで臨時だということはわかるわけですね。保育所の問題も、さっき言われたように、個人のそういうふうな問題もあって、短期に雇用ということもあつたりするということらしいのですけれども、長期に働くことができるという人まで臨時雇用という形において、その人たちがいなければ保育所の運営はできないということならば、やはり正規に雇って安定してもらって、十分な保育の指導をしていただくという方向が必要じゃないかと思うのです。今のあれだと、長期に働く人も臨時でというふうに言われていますけれども、その辺を改善していくということが必要だと思うのですけれども、そういう見通しがあるのかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ただいまの臨時関係でございますが、先ほどもちょっと申し上げたかもしれませんが、児童クラブの中で、だんなさんの扶養になっている方が大半でございまして、そういった中で、余り正職員として収入がございましてと扶養から外れるといった。

杉山委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 41 分再開

杉山委員長 再開いたします。

保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 それでは、保育所の臨時職員の件なのですが、主に、通年的に臨時職員という形でいる方も、一つの保育所の中に二、三人ずつおります。また、そのほかに、産休とか、療休とか、そういう方たちで臨時でやっていただいている。今、産休という形で、本来であれば産前産後というような形であるのですがけれども、最近の傾向としまして、育児休業とかで長期的に休まれる方もおりますので、そういう方を臨時職員で対応しているという現況もありますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 81ページの1款民生費の中の児童福祉総務費の中の学童保育の件なんですけれども、私も笠間小学校に児童クラブを立ち上げるときからかかわってきまして、今、笠間、旧市内ですけれども、ほとんどの学校にできて、父兄の方たちが安心して働ける状況であります。

それで、この中で賃金なんですけれども、指導員の賃金の中に、指導員の方たちの研修費は含まれているのでしょうか、または研修費をどこかにとっているのでしょうか。

それと、先ほど石松委員の質問の中にありましたけれども、保育の内容とか、指導員の方の認識の差が、すごく温度差があるということ、父兄の方もしくは指導員の中からも出ているんですね。熱心な方は、本当にいろいろなところの研修に行き勉強されておりますし、ただ、本当にそこへ行って時間だけ見ていればいいのかという方も、同じ指導員として同じ現場にいるわけですね。

そういった状況があると、同じ指導員の中でも問題がありますし、保護者としても本当に不安な部分は出てきますので、私も旧笠間市での一般質問で、同じ認識のもとに指導員をとということで質問をさせていただきました。せめて申し合わせだけでもいいからつくってほしいというような要望がありましたので、それは私も福祉の方に伝えてあると思います。合併して、それがどうなっているのかちょっとわかりませんが、そういったことを私は申し入れをしております。

それと、夏休みが間近に控えて、長い間、児童クラブでの生活が始まるわけですが、その生活状況を、旧笠間、友部、岩間において、どのような感じでもって把握されているのか。

といいますのは、父兄から見れば、自分たちは、本当に長い間の休暇の中で子供たちにいろいろな経験をさせたいとおっしゃるんですね。そういった部分で、指導員の方たちが同じ学童保育の中だけでの長い間の休暇中の生活をするのか、もしくは校外に出ているい

るなことを体験、経験させてあげるのか、そういったものに対してどのような考えをお持ちかということ。

それとあと、今回合併して大きな枠組みになって、運営協議会みたいなものを立ち上げることを考えているのかということについて、4点、ご質問をしたいと思います。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ご説明いたします。

まず、児童クラブの指導員に対する研修費ということでございますが、これにつきましては、予算化的なものはございません……失礼します。今、研修的なものはございませんと申し上げましたが、費用弁償として旅費の手当はございます。

それと、児童クラブの中への指導方針的なものでございますが、これにつきましては、その地区その地区で行っている段階でございますので、今後そういった一本化的なものを考えていきたいなと思っているところでございます。

あと、長期休みの児童クラブの関係でございますが、これにつきましては、今までは夏休み等にちょっとしたバスを利用いたしまして、校外等に行っていたようでございます。しかしながら、その研修の際にもし事故等があった場合に、その責任問題がただされますので、そういったところから見まして、今のところは控えさせていただくような方向で、各児童クラブの施設には申し伝えてございます。

あと、運営協議会の件でございます。これにつきましては、現在設立はないです。以上です。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 ありがとうございます。

夏休みの校外への予定は、校外活動をしないということで一応福祉の方でとめているということですか、ということですね、今の説明だと。

父兄の方から、先ほどお話ししましたけれども、40日間にわたる長い夏休み期間中、本当に父兄の方たちが連れて行きたくても休みがなくて連れていけないという場合に、指導員の人たちが、親にかわってどこか連れて行って楽しさを与えてあげよう、その中でいろいろな経験もさせてあげようという意欲的な考えを持っております。去年はそれを実行したところもあると思うのですね。

それを校外に行ったから、けがとか何か事故があっては困るからといって、簡単にとめていいのかなという思いがあるんですね。けがというのはどこにだってありますよ、うちの中だってけがはするんですよ。だからそういう部分を、もう少し、当事者ですか、保護者とか指導員の立場の方のお話を聞いて、もう一度、福祉の方と、利用者の人たちと、指導員の間でお話をさせていただければと思います。

それと、運営協議会の設立を考えていないということですがけれども、今、日本は少子化問題で、本当に子供は少なくて、これから先どうなるんだろうということで、子ども福祉

課というのは本当に大切な課だと思うのです。特に、勤めている両親からすれば、子供を受け入れる社会体制が本当に不備なところで、この児童クラブに頼る父兄の方というのはすごく多いと思うのです。そういったすばらしい仕事をしていらっしゃるという認識を持って、どうぞこれからお仕事をさせていただきたいと思います。

運営協議会を立ち上げるということ、私要望しますので、それに対してもう一度お返事をいただければと思います。

杉山委員長 保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 私の方からは、長期休暇中の学童クラブの研修とか、そういうものはどうだろうかというお話ですけれども、本来学童クラブの目的というのは、お子様を面倒見る機関、共働きで帰って来なかったり、その間預かってほしいというのが本来の姿でありまして、その中でいろいろな教育をするとか、研修、体験学習をさせるとか、そういうものは本来の目的ではございませんので、まして保護者の今度は研修となると負担をいただくようなことにもなるし、そういう万が一事故が発生した場合、じゃ責任の所在はどこにあるんだというような問題も発生してきますので、今の段階は、本来の姿である学童クラブの運営に沿った形で運営はしていきたいなというふうに思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 運営協議会の関係についてのご説明をさせていただきたいと思います。

この運営協議会につきましては、今後いろいろな協議をしながら、担当と話し合いながら、できるだけいい方向に進めていきたいと思っています。よろしくどうぞお願いします。

杉山委員長 横倉委員。

横倉さん委員 1点だけ伺います。

今、保育所に入りたいということで、いろいろ待機児童がないように努力されているかと思うのです。第一保育所の当初の保育の枠に対して、今相当いろいろ広がっていると思うのです。

そこに学童保育として施設をふやしたんですが、夏休みになると、保育所の方の割増し人数が多い中では、学童保育の子供たちのいる場所がないので、しょっちゅうどこかに行っている、そういう状況があるのですけれども、その辺の状況改善。今度の市長の公約の中で、友部小学校に学童保育を増設するというので、ある程度解消はするのかなと思いますけれども、第一保育所において学童保育やっているスペースの問題で、保育所と一緒になんですよね。一緒というか、子供たちが入ってくるのが起きるので、本来そこ学童保育としてつくったにもかかわらず、ふだんは保育児がいるということで、夏休みになるとそれが朝からいるわけですから、居場所がないという状況があるんですね。その辺の改善についてはどのように考えておられるか、伺います。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ご説明申し上げます。

ただいまのお話については、前担当者の者からちょっと伺ったことがございます。

確かに、夏休み、長期期間になった場合に、学童保育へ行っている者が、あっち行ったりこっち行ったり、ジブシーのように歩いているのが事実ですよといった話は聞いております。

そういった中で、委員さんの方からもありましたように、友部小の方に新しい児童クラブといいますが、教室ができるようになれば、今現在、大原の方に行っている方も一緒になれるという方向で、ある程度解消できるのかなと思っております。

杉山委員長 ちょっと休憩します。

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 56 分再開

杉山委員長 再開いたします。

鹿志村委員。

鹿志村清一委員 82ページの19節負担金補助及び交付金、保育所広域入所負担金 455万4,000円と、85ページの保育所広域入所負担金 690万 3,000円について、詳細をお教え願いたい。

杉山委員長 子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 ただいまの質問のご説明をさせていただきたいと思えます。

保育所広域入所負担金ということで、項目が二つに分かれております。この内容につきましては、笠間市内から市外の保育所にお子さんを通わせている保育所に対しまして、運営費を負担している部分でございます。

それで、項目が二つに分かれてございますが、これは本来ならば統一すべきものでございまして、合併当時、笠間、友部、岩間の中で上げていた項目が違っていたものですから、そのときに調整ができなかったということでございます。以上です。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 できれば、地域ごとにというわけにはいかないでしょうから、人数の把握というのはできているのでしょうか。当然できているのでしょうかね。

〔「直接、後で聞いたら」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

昼食のため休憩をとります。

午後は1時から始まります。

午前 11 時 59 分休憩

午後 零時58分再開

杉山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けてご説明をお願いします。

高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 それでは、一般財源に係る予算についてご説明申し上げます。主なものについてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、20ページをお開き願います。

分担金及び負担金でございます。2目民生費負担金2億7,707万9,000円のうち2節高齢者福祉費負担金でございます。主なものにつきましては、老人施設入所措置費個人負担金現年度分でございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

県支出金になります。3節高齢者福祉費補助金1,032万5,000円でございます。介護保険利用者負担軽減事業費補助金外4件の補助金になっております。

歳入について、主なものについては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

75ページをお開き願います。

3目の高齢者福祉費2億8,735万9,000円でございます。報酬は、嘱託職員報酬でございます。

あと8節報償費、記念品代でございます。返していただきまして、76ページですが、敬老祝金でございます。

13節委託料でございます。愛の定期便委託料でございます。在宅介護支援センター運営事業委託料でございます。77ページでございますけれども、福祉バス運行委託料でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございます。水戸地方広域市町村圏協議会負担金685万6,000円があります。あと水戸地方広域圏事務組合負担金ひぬま荘がありますが、これは一緒のものでございます。続きまして、シルバー人材センター補助金でございます。

返していただきまして、20節扶助費になります。老人施設入所措置費でございます。

歳出については以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

杉山委員長 高齢福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

鹿志村委員。

鹿志村清一委員 では、質問させていただきます。

77ページの19節負担金補助及び交付金、水戸地方広域市町村圏協議会負担金と水戸地方

広域圏事務組合負担金ひぬま荘につきまして、これは旧友部町時代に一部事務組合の方の代表委員の方から、何というのですか、運営について継続についていろいろ議論がされているようなお話を聞いたんですけれども、この予算化をするに当たって、それに対してはどのような方向でおられるのでしょうか。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 現在、事務組合がありますけれども、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の8市町村で事務組合をつくって実施しておるところでございますが、その中で、分担金ということで負担をしているということございまして、特に、抜けるとか、抜けないとかという協議にはなっておりません。

杉山委員長 金澤委員。

金澤克彦委員 1点、質問させてください。

76ページ敬老祝金 1,906万円、これは旧笠間の場合は、敬老会に記念品という形でやっていたんですけれども、友部、岩間がどのような形でやられていたかわからないんですが、本年度は、合併したということで統一した形でやられるのか、どういう形でやられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 では、ご質問にお答えいたします。

友部におきましては、現在というか17年度ですね。80歳から87歳につきましては7,000円、88歳以上で1万円を配布しておりました。旧岩間町におきましては5,000円を配布しておりました。これにつきましては、笠間市が今やっていないということでございまして、これにつきましては、現在、統一する方向で考えております。

杉山委員長 金澤委員。

金澤克彦委員 では、本年度は統一した形でということですね。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 今年度から統一した方向でというふうに考えています。

金澤克彦委員 わかりました。

杉山委員長 町田委員。

町田征久委員 関連のような形になるのですが、75ページの囑託職員報酬の内容と、今、記念品代というような形で75ページの一番下1,510万円。それで、今言われたとおり、確かに、旧岩間、友部、それから笠間、笠間は祝金は出していないという形で、少なくなったり、ゼロのところがあったり、同じ笠間市になって、もらえなかったお金がもらえたり、これは大変な問題だと思うのです、25%がお年寄りだから。

だから旧岩間なら旧岩間、笠間なら旧笠間、それから旧友部で1年間ぐらいは現行のまままでやるとか、敬老会の式典は、岩間はやりませんから、そういう問題で、これは予算委員会ですが、運営の方法で統一するということですが、本当に大変ですが、統一できるの

ですか。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 まず、第1番目の嘱託職員報酬でございますけれども、この報酬につきましては、地域包括支援センターが3カ所できております。その中で、職員が3名ということで、ケアマネジャーと保健師と、あと社会福祉士相当の者が3名おります。これにつきましては、国の方で、そういう職種の者を3名、地域包括支援センターに置きなさいということで置いておるわけです。

その中のケアマネジャーにつきましては、市町の職員の中におりませんので、社会福祉協議会の方でケアマネジャーを持っている方がおります。その方を嘱託職員ということで採用して、地域包括支援センターの運営を行っているところでございます。

2番目の記念品代でございますけれども、敬老会事業につきましては、笠間では28地区で行っております。友部においては6地区で、小学校単位で行っております。また岩間においては、区ごとに各公民館で実施されているところでございます。

これにつきましては、岩間地区、笠間地区については、現在進行しておりますので、友部地区につきましては、これから9月に敬老会事業があるわけなのですけれども、今年度につきましては、今までどおりやっというということで、合併協議会の中でも決まっております。来年度からは統一するというところで考えております。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 ページ78ページですね。3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費の中に、在宅サービス事業補助金と配食サービス事業補助金がそれぞれ計上されておりますけれども、今まで旧友部町で行われておりましたひとり暮らしの高齢者に対する給食だとか、布団乾燥、ふれあい電話の事業が継続をされているのかどうかということをお伺いしたいのと。

2点目は、高齢者への給食サービスが、友部地区、岩間地区、それから旧笠間地区それぞれやり方が違っていました。岩間は、町の事業ではなくて社協の事業として行われていたと思うのですけれども、この辺の来年度以降をどのようにされるのか、市としてどういうふうを考えているのか、お聞かせください。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 質問にお答えしたいと思います。

まず、在宅サービス事業補助金でございますけれども、これにつきましては、旧友部においての事業補助金、これは社協の方に委託ということで行っておりますけれども、65歳以上のひとり暮らし高齢者におきまして、会食、配食サービスを実施しているところです。会食につきましては月2回 260人、配食につきましては、同じように月2回 300人程度の実施を行っていくということでございます。

あと、配食サービス事業補助金につきましては、これは笠間市においての今までの配食

サービスということで分かれてしまったわけなんです、これにつきましては、笠間市ということで、70歳以上の高齢者におきまして、月2回の配食サービスを実施しております、約260人程度の方を行うということでございます。今後も引き続き実施していく方向で考えております。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 現状はわかりましたけれども、そうしますと、旧友部は65歳以上、旧笠間市は70歳以上、月2回は同じですね。旧岩間地区の方は受けられないという、高齢者の配食サービスに関してだけですけれども、要するにアンバランスが出るわけですが、この辺の統一ですよ、この辺どのように考えられているのでしょうか。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 旧岩間町におきましても、配食サービスにおきましては、社協委託ということで現在もやっているところでございますが、やはり年齢的にばらつきがあるということで、統一していく方向で考えたいと思います。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 統一していく方向ということで、わかりますけれども、岩間は多分社協独自事業だと思うのですが、違うのでしょうか。

その統一していく方向でよろしいのですが、中身ですよ。お伺いしたら、月2回というのは同じなんですけれども、年齢が違ってきますし、やり方もそれぞれ違うわけですよ。

友部の場合は、社協独自事業で、町から食材費の補助金をもらってボランティアの方がやっていらっしゃいます。笠間市の場合は、市の独自事業として、まるっきり市の民間委託でやっていきますよね。

〔「社協でやっていきます」と呼ぶ者あり〕

石松俊雄委員 社協になったのかもしれませんが、やり方はそれぞれ違うわけですね。岩間の場合は多分町の持ち出しはないと思うのですよ。社協が独自事業として、社協の補助金の中でやっていたと思うのですが、その辺の違いがあるわけなんですけれども、これをどのように統一するのか、年齢もどうなるのですか、65歳になるのか、70歳になるのか、その辺をお聞きしたいんですが。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 今のご質問にお答えします。

今のご質問に関しまして、関係課、社協その他において協議の方をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 今に関連して配食なんですけれども、私は、この配食サービスにボランティアで携わっているんですね。笠間の場合ですと、最近お弁当をつくっている相手先がちょっと変わってまして、受給者の声いろいろあるわけなんですけれども、大体1食幾

らという目安とかというのはありますか。友部、岩間で1食幾らというのがわかりましたら、教えていただきたいのですけれども。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

現在の利用料につきましては、1食当たり200円ということでございます……失礼しました。岩間です。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 岩間で200円、ほかは。

とにかく、合併して本当にまとめるのが大変だと思います。この予算の328万9,000円の中で、どのような配分がされているのかなという思いがあったんですけれども、三つが合併してそれぞれ違う状況から始まったわけですから、同じ市民になったんで、早目に統一されて、いいところを取り入れてやっていただきたいなと思います。以上です。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 先ほどに関連するわけですが、敬老会の記念品と祝金に対してですが、これからの高齢者の比率が高くなるということを考えますと、お祝金に対しても、お祝金をやるべきなのか、またほかの方法を考えるべきなのか、いろいろ思索をしていかなければならない時代に入ってくると思います。

お金をもらうのが当たり前という考えじゃなくして、私が考えることですが、はなさかの入浴券を10枚上げるとかというような、健康にかかわるような形にもっていくということも大事ですし、もらって当たり前というのじゃなくして、値段の格差もございますので、統一するという観点から、そういう視点を変えていただければよろしいかと思います。

あと、記念品ですが、ばらつきもあるかと思いますが、本当にもらってありがたい物と、中身を見たらがっかりするような物もあるわけですから、そういう点も、私たちも常に来賓で出させていただいていたいてくるわけなのですが、これはちょっと思うような物もございますので、もう少し価値的なものを皆様に上げるとか、そういう形にしてもいいかと思います。

もう1点で先ほどの配食の件ですが、お弁当をいただいて100円で本当に申しわけないというお年寄りがいるということを考えますと、やはりつくってもらう真心とその金額を考えたら、もう少し上げてもいいかなということもありますので、これからの時代は高齢者が多くなるということもございますので、その点も統一していただければありがたいなと思います。以上です。

杉山委員長 保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 敬老祝金の件なんですけれども、本来、七五三も同じなのですが、行政の方でお祝いという形で高齢者の方に、国づくり、地方づくりに貢献していただいたということで祝金というのはやってきたと思うのですが、本来の姿としては、こういう祝

い事というのは、各家庭の中でお祝いをしてあげるとというのが本来の姿だと思うのです。

そういうことを考えますと、将来的には、十分協議をさせていただいて、本来、お金でやるべきものなのか、物で上げるべきなのか、それとも、今後は各家庭に戻していただくというような考え方も必要なのか、その点十分検討しながら、統一した形で進められるようにしていきたいと思っております。

杉山委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 77ページのひぬま荘の問題ですね、1,371万円出していますけれども、私もひぬま荘の議員をちょっとやっていたのですが、これ利用者1人からいったら、何万の単位で負担していることになるんです。これは、やはり今すぐやめるわけにもいかないわけですから、ひぬま荘がどういうところかという宣伝を全然していないと思うのですよ。

それで、ひぬま荘にもその辺は、会計監査したときに、大分監査の方からも、ちゃんと宣伝しろと、利用者をどうふやすかという対策をとれというのが会計監査の一番の意見なのです。それはそういう意見を出したわけですがけれども、それだけの負担しているということは、ぜひ利用者をふやすということを考えないといけません。

それともう一つ、シルバー人材センター、これは三つの地域にあると思うのですが、余り知らせていない面があるんじゃないかと思うのです。これだけの補助をしながら、どういうふうな仕事をしているかということ、こういう事業ができますということ、市民にちゃんと知らせた方がいいんじゃないかということで、その辺だけです。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

ひぬま荘におきましては、今後、会議等がありますので、運営に向けて、改善の方向、利用者の増大に向けて努力するということでお話はしたいと思います。

シルバー人材センターの補助金につきましては、現在3カ所のシルバーがございます。これにつきましては、合併の方向に向けて今協議するところでございまして、今後協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市介護保険特別会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 続きまして、介護保険特別会計の予算についてご説明を申し上げます。

主なもののみご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、233ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1目1号被保険者保険料でございます。6億8,957万6,000円でございますけれども、

そのうち現年度分特別徴収とあと普通徴収がございます。これにつきましては、給付費の19%分がこれに充てられます。

続きまして、国庫支出金の1目の介護給付費負担金現年度分でございます。これは介護給付の20%分が充てられます。

返していただきまして、1目調整交付金1億8,098万7,000円でございます。これは介護給付費の5%分に相当するものでございます。

続きまして、2目地域支援事業交付金、介護予防事業でございます。これは介護予防給付費に係る25%分の交付金でございます。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業でございます。これにつきましては、包括的支援事業・任意事業の費用の40.5%分がこれに充てられます。

続きまして、235ページでございます。

県支出金ですね、済みません、失礼しました。234ページに戻っていただきまして、支払基金交付金の1目介護給付費交付金11億2,213万9,000円、これにつきましては、介護給付費分の31%分がこれに充てられます。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料となります。

続きまして、県支出金の1目介護給付費負担金4億5,247万2,000円でございます。これは介護給付費分の12.5%分がこれに充てられます。

続きまして、繰入金でございます。1目介護給付費繰入金4億5,247万2,000円でございます。これにつきましては、一般会計からの繰り入れでございまして、12.5%分の繰り入れでございます。

歳入等については以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

238ページをお開き願います。

1目総務費、一般管理費でございます。これにつきましては、主に業務に係る費用等でございます。

239ページでございます。

総務費の介護認定審査会費956万7,000円でございます。主なものにつきましては報酬でございます。

続きまして、2目認定調査等費でございます。主なものにつきましては、役務費でございます。

返していただきまして、保険給付費の1目居宅介護サービス給付費9億9,961万9,000円でございます。これは、居宅におけるサービス給付費でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費1億9,764万円、これにつきましては、グループホーム等における入所費用でございます。

続きまして、5目施設介護サービス給付費18億5,689万4,000円でございます。これは

特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設等に入所している方の費用でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費1億1,750万円でございます。これは居宅サービスにおけるケアプラン作成費でございます。

次、保険給付費の1目の介護予防サービス給付費でございます。1目から8目がございませけれども、これは要支援者の介護給付費に係る費用でございます。

返していただきまして、3目地域密着型介護予防サービス給付費、これにつきましては、やはりグループホーム等に入所の方の費用でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、これにつきましては、居宅サービスケアプラン作成の費用でございます。

続きまして、243ページでございますけれども、保険給付費の1目高額介護サービス費2,499万7,000円でございます。

続きまして、2款保険給付費の1目特定入所者介護サービス費1億6,720万円でございます。これにつきましては、低所得者に対する居住費及び食費の軽減費用でございます。

返していただきまして、地域支援事業費でございます。1目介護予防特定高齢者施策事業費1,295万1,000円でございます。主なものについては、13節委託料でございます。

246ページをお開き願います。

4目の任意事業費でございます。20節扶助費でございます。これにつきましては、主におむつ給付の事業費に充てられております。

公債費、1目元金1,766万8,000円、これにつきましては、前年度介護給付費の精算分の返還金でございます。国、県、支払基金、市への返還金となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

杉山委員長 高齢福祉課所管の笠間市介護保険特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石松委員。

石松俊雄委員 2点、お伺いたします。

239ページ、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費なんですけれども、介護認定審査会の構成なんです、友部、岩間が被保険者代表入っております。旧笠間市は、公募によって10名以内の委員さんを選んでいるかと思うのですが、これは新笠間市においてはどのようになったのかを、一つお聞かせください。

240ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費の関連してなんです、合併前に、友部町では、非課税世帯に対して月4回を限度に2分の1の軽減措置、訪問介護サービスの軽減措置があったんですが、それはどのように調整

をされたのか、現状この予算書の中でどうなっているのかということと、同時に、旧笠間市だけにありました介護用品購入費の支給ですか、月 6,300円限度というのがあって、申請額の1割が多分出ていたと思うのですけれども、これもどのように統一されたのか、お教えいただきたいと思います。以上です。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 まず、一番最初の認定審査会でございますけれども、現在、認定審査会は30名の審査委員が合議体をつくりまして、月9回から10回の審査判定を行っております。

今までは、友部、岩間、内原と一緒に介護認定審査会というのを行っておりました。それが合併に伴いまして内原が抜けまして、友部と岩間がやっております、それで笠間と合併になりまして一つの審査会ということになったわけですが、現在は、来年の3月31日までは、現状のままその合議体で行っていくということでございます。来年の3月31日で期間が切れますので、4月1日からは、公募等も含めまして考えたいと思います。

続きまして、ホームヘルプの件でございますけれども、現在、友部では月4回のホームヘルプを実施しております。78名の方が今現在は利用されております。今後7月から笠間市と岩間も含めまして、月4回の2分の1のホームヘルプの軽減を実施していくようになっております。

内容につきましては、広報等、あとは回覧、週報等において周知をしていくとともに、該当者が、低所得者1段階、2段階、3段階の方になりますので、その方に通知を送りまして実施していきたいと考えております。

続きまして、おむつ給付になりますけれども、現在、月5,000円に全部統一しまして実施しているところでございます。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 一つだけ確認したいのですが、今のご答弁の中で、4月1日から公募も含めてということ、公募が入るか入らないかというのは大きな問題なんですけれども、これを含めるという方向で検討をするということによろしいのでしょうか。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 そういうような形で進めていきたいと考えています。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 ページ244ページです。4款地域支援事業費の13節委託料の中で、いきいきふれあい通所事業委託料900万8,000円をとっておりますけれども、この内容をご説明いただきたいと思います。

杉山委員長 高齡福祉課長中村一男君。

中村(一)高齡福祉課長 これにつきましては、笠間市で行われておりますミニデイサービス事業になっております。

萩原瑞子委員 ミニデイならわかりました。

ちょっと言葉の、今まで、私たちはミニデイという認識がありましたので、これは新しい事業かと思って聞きましたので、ではわかりました。

杉山委員長 ほかにありませんか。

横倉委員。

横倉さん委員 ページ 240ページ、2款の保険給付費ですが、在宅介護サービス費と施設介護サービス費、相当の開きがありますけれども、この在宅介護と施設介護サービス、人数をまず一つお伺いしたいわけです。

あとは、在宅介護サービスを本当は受けたいのだけれども、なかなかホームヘルプサービスが、24時間体制になっているか、そういう実態がどういうふうになっているか、それによっては在宅ができないということで施設に入る方も多いかと思えます。その方向で、在宅サービスの時間帯、旧町村でそれぞれやられている時間帯とかが行政によってもあるかと思えますが、方向性として24時間サービスを、これからそういう方向で力を入れていくのかどうか伺います。

もう1点は、介護サービスの認定によって受けられるサービスがあるわけですが、その限度額に対する利用はどの辺の利用度になっているか、お尋ねをいたします。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 まず最初のご質問でございますけれども、現在、認定者数につきましては2,192名の方が認定されております。その中で、居宅サービスを受けている方につきましては1,241名で、施設介護のサービスを受けている方につきましては502名いらっしゃいます。

現在、笠間市の中には、24時間サービスを実施しているところはございません。ただ、水戸市には多分あったと思うのですが、そちらの方で24時間サービスをしていただければできるようにはなるかと思うのですが、そのことにつきましては、今後検討していかなきゃならないかなと思えます。

あと、一番最後の介護度によつての利用限度額でございますけれども、現在ちょっと資料としてないものですから、ただ、今後も出ないかなと思うのですが。

杉山委員長 横倉委員。

横倉さん委員 今まで、旧町村ごとには出ていたと思うのですが、その部分では、旧町村でも結構です。今すぐでなければ後で結構ですので、いいです。

杉山委員長 高齢福祉課長中村一男君、後で出していただけますか。

中村(一)高齢福祉課長 後で資料の方を。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市介護サービス事業特別会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明をしていきます。

262ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

サービス収入、1目介護予防サービス計画費収入でございます。1,550万8,000円でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費1,473万3,000円でございます。これにつきましては、ケアプラン作成委託料となります。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

杉山委員長 高齢福祉課所管の笠間市介護サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

以上で、保健福祉部、社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課所管の一般会計、特別会計歳入歳出予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後2時から再開いたします。

午後1時47分休憩

午後1時54分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き再開します。

次に、保健センターを含む健康増進課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

健康増進課長青木 隆君。

その前に、保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 先ほどの高齢福祉課の方で、石松委員の方からお尋ねがありました認定審査会の委員の件なんです、計画策定委員会の委員の場合には公募という形ができるのですけれども、認定委員会の場合には、ちゃんとした資格のある方でないとなれませんので、その点を一応ご訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

杉山委員長 続いて、青木課長をお願いします。

青木（隆）健康増進課長 それでは、保健センター三つも含めてご説明いたします。増進課の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますけれども、歳入から入らせていただきます。

24ページの方をお開きいただきます。

2目の衛生費の国庫負担金で1,369万7,000円の本年度予算でございます。これにつきましては、老人保健事業の負担金ということで、国から3分の1ということで収入を予定するものでございます。

次に、恐れ入ります27ページの方をお願いいたします。

15款で県支出金、衛生費の県負担金ということで、同じく老人保健事業負担金として国庫と同額の1,369万7,000円の収入でございます。

次に、29ページをお開きいただきます。

3目の衛生費の県補助金といたしまして、説明の欄で、献血推進事業費補助金ということで、21万8,000円の補助金の収入でございます。

次に、雑入でございます。38ページでちょうど真ん中あたりなんですけれども、上から13番目で、老人保健事業費負担金ということで1,645万8,000円の収入でございます。これらにつきましては、基本健診と各種がん検診等からいただく負担金を予定しております。

歳入については以上でありまして、歳出の方に入らせていただきます。

87ページをお開きいただきます。

下の方でありまして、4款の衛生費でございます。1目保健衛生総務費でございます。本年度予算額2億5,785万4,000円でございます。この保健衛生総務費につきましては、職員30人ほどの人件費のほかに、市の嘱託医に対する報酬、それから日曜祭日における休日診療を医師会の方に委託しております。それらが主な費用の内訳でございます。報酬につきましては、市の嘱託医の報酬ということで593万円というものでございます。

めくっていただきまして、88ページの方をお開きいただきます。

真ん中あたりで13節委託料でございます。休日診療委託料ということで1,014万4,000円でございます。これらにつきましては、日曜祭日それから年末年始ということで、休日診療にかかる費用でございます。ちなみに、1日当たり日曜祭日で単価で6万9,000円でございます。それから年末年始加算がございまして8万2,000円ということで、笠間地区とそれから友部、岩間地区ということで、2カ所で開設をお願いしているところでございます。

それから、18節の備品購入費につきましては、心臓停止マッサージ機を予定しております。72万円というところでございます。

次のページでございまして、89ページにつきましては、予防費2億543万8,000円でございます。予防費につきましては、乳児の予防接種、高齢者、65歳以上でありますけれども、それらの方に対するインフルエンザ、各種の検診、機能の訓練とか、病気予防の健康

講座、精神障害者に対するリハビリ等の援護、それから訪問歯科保健事業ということで、老人等の在宅で寝たきりの方を訪問して歯の治療をするというような事業でございまして、本年度は岩間地区を新たな事業ということで予定をしているところでございます。

具体的な内容につきましては、真ん中で需用費がございましてけれども、大きいもので医薬材料費ということで1,172万3,000円でございます。これらにつきましては、幼児、乳児のポリオとかBCG等の費用で、材料を買うというものでございます。

その下に、13節で委託料がございまして。健康診断検査委託料ということで8,668万4,000円、これにつきましては、基本健診等の成人病の關係の費用というものでございます。それから、その下にインフルエンザ予防接種委託料ということで2,020万円でございます。これらにつきましては、65歳以上の方がインフルエンザ予防すれば、単価2,000円ですけれども、それらを委託をして実施をするというものでございます。1万100人ほど見ております。次に、その下でありまして予防接種の委託料ということで1,613万4,000円の予算でございます。これらは医師会の方に委託しまして、児童、幼児の麻疹、風疹、3混、BCGというものの委託費用でございます。

次の90ページをお開きいただきます。

同じく一番上でありまして、各種検診委託料ということで5,972万3,000円の予算でございます。これらにつきましては、各種がん検診と胃がん、それから結核検診も入りますけれども、マンモとか大腸がんとかというものに対する委託料の費用でございます。

次に、3目の母子衛生費2,310万8,000円の予算でございます。母子衛生費につきましては、母子の健康の保持及び増進を図るための予算でございます。母子衛生費につきましては、各乳児1歳6カ月、2歳児の歯科、3歳児の健診、離乳食の教室とか、それから各種の相談教室を開催する費用でございます。

なおここでも、13節の委託料ということで1,569万6,000円ほどの予算でございます。これらにつきましては、県の医師会の方で委託をいたしまして、妊婦と乳幼児の健診、検査ですね。それを各2回とっております。これらで無料でかかれるというものでございます。妊婦、乳児合わせて1,300人の予定をしております。

次に、4目の地域保健対策推進費219万9,000円の予算でございます。

これにつきましては、地域住民の食生活改善の推進というもので使う予算でございます。主に、ここにおきましても、13節で委託料ということで111万4,000円の予算を組んでおります。これらにつきましては、5月に食生活改善協議会ということで合併をしております。そういう中で各支部ができております。その各支部に委託をいたしまして、幼稚園とか保育所に出向いて行って、それぞれ地区の特色に合わせた活動をするということで、委託をするということで上げております。

最後になりますけれども、93ページの方をお願いいたします。

6目の保健センター管理費2,263万5,000円の予算でございます。これらにつきましては

は、三つの保健センターの維持管理費ということでございます。

次のページで94ページでございますけれども、14節で使用料及び賃借料ということで、土地の賃借料としまして、友部保健センターの土地を借りております 439万円というものを予算計上してあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

杉山委員長 保健センターを含む健康増進課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

成田委員。

成田 正委員 88ページの18節備品購入費の72万円の件なんですけれども、先ほど心臓停止マッサージの購入費ということでは言われていますが、これは何台ぐらいの購入予定なのか、それと、どういうところに配付する予定になっているのか、お伺いしたいんですけれども。

杉山委員長 健康増進課長青木 隆君。

青木（隆）健康増進課長 備品購入費72万円ということで、心臓停止マッサージ機ということでありまして、これにつきましては2台を想定しております。置く場所は、笠間と岩間、友部の方では、保健センターの予算で組まなくてもあるということなものですから、2機というのですか、2台というのですか、を予定しております。

場所につきましては、その施設を利用する頻度に応じて、例えば、笠間だとすれば、開催時期はプールならプールに置いたり、基本的には体育館に置いたり、比較的人の出入りするようなところを考えております。以上です。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 2台ということなんですけれども、前の旧議会の中でも、このAEDの部分に関して質問が出たと思うのですが、要するに笠間は観光都市なんだよということで、それで人が集まるところにこれを配備することによって、かなり人命が助かったというような例が新聞等に載っていますから、できることでしたら、こういうものに対しては普及をお願いしたいと思うんですけれども、今後ともよろしくお願いたします。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 29ページ、3目で衛生費県補助金の中で献血推進事業費補助金、この歳出の部分はどちらになりますか、つまり本体ですね。

杉山委員長 健康増進課長青木 隆君。

青木（隆）健康増進課長 ページで88ページでございます。

19節負担金補助及び交付金の1番下でございます、献血連合会補助金67万6,000円の予算でございます。以上です。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 この補助金の補助の先というのはあれですか、ライオンズクラブ団体とか、そういう関係団体でよろしいのですか。

杉山委員長 健康増進課長青木 隆君。

青木（隆）健康増進課長 献血連合会につきましては、後でなのですけれども、連合会で1回合併しまして、各支部ができる予定でございます。旧笠間、それから友部、岩間ということで支部ができる予定でありまして、この補助金につきましては、本部で一括受けまして、具体的には、献血をしていただいた方に対して記念品を差し上げるというふうな使い道を考えております。以上です。

杉山委員長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市立病院事業会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けてご説明をお願いいたします。

市立病院事務局長中村章一君。

中村（章）市立病院事務局長 市立病院事務局長の中村です。よろしく申し上げます。

市立病院事業会計予算についてご説明いたします。

315ページをお開きいただきたいと思います。

業務の予定量でございますが、第2条にもありますように、年間患者数は、入院について5,475人、外来については2万9,400人、1日平均にしますと、入院は15人、外来は120人を予定しております。

次に、病院事業会計は企業会計をとっておりますので、営業的な部分が収益的収入及び支出、資本的な部分は資本的収入及び支出と二つに分かれます。

まず収益的収入及び支出ですが、収入の主なものは医業収益で、入院や外来の請求分です。次に支出ですが、支出の主なものは医業費用で、人件費や薬などの購入費、また施設を運営するための経費などがあります。

次に、資本的収入及び支出ですが、こちらは、これまでに病院を建設するために借り入れた起債の元金の償還金が主で、収入の出資金は、地方公営企業の繰り出し基準に基づく一般会計からのものであります。

次にページを返していただきまして、316ページをごらんいただきたいと思います。

支出ですが、2項企業債償還金1,906万4,000円、こちらは本年度の元金の償還分であります。

次に、他会計からの補助金、第7条は一般会計から受ける負担金、補助金、出資金を記載してあります。収益的収入の1保健衛生活動費に要する負担金と、2企業債利子償還金に要する負担金と、3病院運営補助金のうち474万3,000円と資本的収入の1企業債元金償還に要する出資金は、先ほどもご説明いたしました繰り出し基準に基づくものであり

ます。

次に、333ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1目は給与費ですが、維持業務、いわゆる窓口関係なんです、窓口関係業務や給食業務については既に委託しております。

次に、2目材料費ですが、ほとんどが薬品費であります。

次に、3目経費ですが、ページを返していただきまして、334ページをごらんいただきたいと思います。

11節賃借料、こちらは医療機器やコンピューターなどのリース料などであります。

次に、13節委託料は、血液などの検査や給食業務、また清掃業務や維持業務、各種保守点検委託料などあります。

次に、14節負担金には、県よりの派遣医師の負担金が含まれております。

次に、4目減価償却費は、本年度分のそれぞれの減価償却費であります。

次に、ページを返していただきまして、336ページをごらんいただきたいと思います。

2項医業外費用の1目支払利息ですが、これは企業債の本年度分の支払利息であります。

以上で説明を終わります。

杉山委員長 笠間市立病院事業会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 前にも1回質問したんですが、どうも二晩、三晩寝ても納得ができないものですから、再度質問をしてみたいと思います。

320ページの前年度未収金 4,875万 4,000円、前年度ということは、昨年度という意味かな。

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 町田委員にご説明いたします。

前年度未収金といいますのは、前回の質疑でも部長の方から説明したと思いますが、病院の場合、窓口でお客さんから一部負担金をお預かりします。残りの分については、すべて保険に請求します。

例えば、今、国民健康保険であれば3割負担ですので、窓口ではお客さんから3割をいただいて、残り7割については、国民健康保険の場合は国保連合会の方に請求いたします。すると2月中にかかったものは、翌々月でなければ入金になりませんので、この中には、2月分と3月分の保険に請求した分、入ってくる予定の分が計上されております。

杉山委員長 町田委員。

町田征久委員 わかりました。

未収金といえば未収金だね。これ、必ずお金は戻ってくるのですね。わかりました。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 1点お聞きしたいと思うのですが、こういう病院運営で、国の基準の医師とか看護師の人数の問題、今いろいろ話題になっておりますね。その辺だけ、どうなっているか聞きたいと思います。

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 まず医師の数でございますが、患者数に関係なく、病院の場合には、夜でも患者さん等をお預かりしておりますので、最低でも3名は必要です。

もう一つ、看護師の方でございますが、労働基準法等の問題もございまして、夜勤について、月間72時間以内といいますと4回の当直ですね、それを組んで計算していきますと、当院は16名ちょうどでやっております。以上です。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 今は充足しているというふうにとらえていいですか。

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 看護師の方はいっぱいいっぱいです。医師の方については、1名不足でございますが、現在、看護師の方の正看の比率、こちらが一定基準を上回っておりますので、一応2名でも認めていただいております。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 予算書 315ページ、業務の予定量についてなんですけれども、私は16年度の実績しかわかりませんので、17年度の実績はちょっとわかりかねますが、16年度の実績でいきますと、入院患者はたしか4,700人台だったと思うのです。これが予定量では5,475人で見込まれております。

関連しまして、317ページ1款病院事業収益、2項医業外収益、2目の他会計補助金見ますと6,400万円、一般会計から6,000万円繰り入れるんだらうと思うのですが、これが実績よりも予定量が多いわけですね。これが年度末に他会計補助金が増えるのではないかなと、この予算書を見て私は単純にそういうふうに思うのですが、この辺が予定量をこなせるという根拠をお示しいただきたいのが一つです。

それから、もう一つは、友部町時代から、国保病院のあり方についてはどうなのかという議論がありながらも、笠間市立病院になってきたわけですね。新しい市長の公約の中には、事業形態の見直しも考えますという公約も入っておりますが、この病院のあり方について検討すべき時期にきているというのは、再三再四意見は出されているわけですが、その辺について、新笠間市の体制の中ではどういう方向で議論になっているのか、お教えいただきたいと思います。以上です。

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 予定量でございますが、今、指摘がありましたように、こちらの予定量は、歳出予算を組む上で多少過大のような数字になっております。

それで、前回の4月の議会の質疑でも申し上げたと思うのですが、これで大丈夫なのか、

年度末に必要なのかということですが、この予算を見ていただくと、例えば、先ほどもご説明いたしました、333ページの材料費でもご説明いたしました、ほとんどが薬品費でございます。患者数、予定量が少ないということが出てくれば、当然使用する薬品の方も減ってきます。

それともう一つ、決算上では赤字になった場合でも、減価償却の関係で、損益計算書の上では数字が出ますが、減価償却費については現金の支出が伴わないということで、一般会計からの今の6,000万円を大幅に上回るような繰り入れがなくても、そういうことで経営の方は成り立つという予算でございます。

もう1点の方でございますが、市長との協議の中で、今後の病院のあり方等について、今後、検討委員会等を設けた中で検討していきたいということになっております。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 その検討委員会の中身を知りたいのですけれども、経営形態を検討する検討委員会なんですか。友部町時代に出されておりましたのは、要するに病院機能の中身について、検討すべき時期に来ているのではないかという意見を出していたんですけれども、検討委員会の中身ですね、教えていただきたい。

杉山委員長 保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 今のご質問なんですが、検討委員会については、今後の経営が、本当にこのままでいいんだろうかと、もしくは、検討するに当たっても、内部だけの検討委員だけでいいんだろうかと、そういういろいろな面もありまして、指定管理者制度関係もいろいろ検討しながら、今後本当に病院のあり方とはどうなのかと。それで最終的に検討をしていった結果、継続すべきか、それともやめるべきかというような判断も、いずれはしなくてはならないのかなということもありますけれども、今の段階においては、検討委員会の中で十分審議、検討をした中で判断をしようということになっております。以上です。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 私は、友部の国保病院の事業計画決算書を16年までもらっています。それを踏まえて、17年度の入院数、外来数、それと医師の数と看護師と職員の数がどうなっているのか、今現在でわかれば、お伺いしたいのですけれども。

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 まず17年度、こちらの入院につきましては延べ4,351人、1日平均にいたしますと11.9人、外来については延べ2万2,296人、1日に平均いたしますと91.6人です。医師の数につきましては、常勤医が2名、看護職員につきましては16名、ほかにレントゲン技師とか薬剤師とか技術職員が6名、事務が3名で、職員の数にいたしますは27名でございます。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 ありがとうございます。

そうしますと、315ページの年間の患者数、入院が5,475人、外来が2万9,400人ということで、これは18年度の予定だと思えるのですが、かなりの額で数字を見込んでいるんじゃないかなと思うのですよ。

それで、実際に医師だとか、看護師だとか、医師が2人しかいない中で、それだけの患者を診るということがどうなのかというように考えるわけなんですけれども、その点どうでしょうか。

〔「委員長、先ほどの石松委員の答弁が漏れていると思うのですが」
と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 市立病院事務局長中村章一君。

中村（章）市立病院事務局長 病院事業会計につきましては、先ほども一番最初にご説明いたしましたように、企業会計ということで、一般会計などの予算とは違わせて、あくまでも予定というような形でやっております。

それで、確かに年間患者数、ここの予定量は、17年度に比べますとかなり多いような数字になっておりますが、これに対して、これは目標で、例えば1日平均入院患者が15人で、医師2人で大丈夫なのかということ、また外来患者もこれで大丈夫なのかということでございますが、これで現在やっております。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

以上で、保健福祉部、健康増進課及び市立病院の一般会計、企業会計歳入歳出予算の審査を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時33分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、グリーンツーリズム推進室を含む農政課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

農政課長横田文夫君。

横田農政課長 横田でございます。どうぞよろしく願います。座ってやらせていただきます。

それでは、ご説明申し上げます。

歳入予算につきましては、説明の関係上、産業経済部内農村整備課、農政課、商工課、観光課、笠間支所、岩間支所の産業振興課の所管する予算につきまして説明をさせていた

できます。なお、歳出予算につきまして、笠間支所、岩間支所の産業振興課も含めました農政課所管の予算につきまして、説明をさせていただきます。なお、詳細につきましては、割愛させていただきます。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

それでは、歳入の部からご説明申し上げます。

20ページをごらん願います。

12款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金、下から3行目でございますが、3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金 325万円、県単ため池整備事業受益者負担金、押辺新池地区のため池を整備するための受益者負担金でございます。事業費の25%を負担していただくというものでございます。農村整備課の所管でございます。

次に、21ページをごらん願います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、一番上になりますが、1節の公有財産使用料 137万円でございますが、高圧電力線線下敷使用料17万 1,000円、もう一つ、山麓公園つつじ公園敷地使用料46万 5,000円、観光課の所管でございます。

次に、3目農林水産業使用料 2,063万円、1節農政使用料 2,063万円でございますが、まず市民農園使用料といたしまして 2,045万円でございます。これは、笠間クラインガルテンの滞在型の宿泊施設つき市民農園使用料50区画分と、日帰り型市民農園使用料50区画分でございます。

次に、施設使用料18万円でございますが、これはクラインガルテンに併設されております農産物加工施設の使用料でございます。両方とも農政課の所管でございます。

次に、4目商工使用料 2,600万円、1節駐車場使用料 300万円、市営駐車場使用料でございますが、鷹匠町駐車場と荒町駐車場の分でございます。

次の2節宿泊施設使用料 2,300万円、スカイロッジ使用料でございますが、あたご天狗の森のスカイロッジ10棟分の使用料でございます。両方とも観光課の所管でございます。

次に、29ページをごらん願います。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金 1億 390万 5,000円、1節農業費補助金 8,183万 2,000円でございますが、農政課所管の補助金は15件でございます。合計いたしますと 1,449万円となっております。

主なものといたしましては、上から3番目になりますが、中山間地域等直接支払事業補助金 109万 7,000円でございますが、これは中山間地域等に位置する農村におけます農業生産性の向上、農村集落の活性化、耕作放棄地の防止を目的といたしました取り組み活動への補助金でございます。国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の補助でございます。対象地域といたしましては、旧笠間地区の南指原地区、金谷地区でございます。

次に、この下の数量調整円滑化推進事業補助金 220万 2,000円でございますが、これは米の生産調整に伴いますもろもろの諸経費に対しましての補助金でございます。

次に、四つ下の水田農業条件整備特別対策事業補助金 225万 7,000円でございますが、

これは営農組合に対しまして、農業機械、施設等の整備を図り、麦、大豆、飼料作物等の産地化を図るための補助金でございます。補助率は3分の1以内でございます。

次に、下から3番目のブロックローテーション定着化促進事業補助金 141万 5,000円でございますが、これは連作障害の回避、地力の回復と増進などを目的として、麦、大豆栽培のブロックローテーションによる生産調整の拡大と定着化を図り、生産組織を育成するための補助金でございます。旧笠間地区で2件、旧友部地区で4件、合計6件で行われております。補助率は3分の1以内となっております。

次に、農村整備課の所管といたしましては7件でございます。

合計いたしますと 5,615万 8,000円となっております。主に市が事業主体で行う土地改良事業等のための国及び県の補助金でございます。上から5番目になります、山急県単土地改良事業補助金、大木田地区 155万 8,000円、山急県単土地改良事業補助金、北組地区 556万 7,000円、三つ飛びまして、県単土地改良事業補助金、八反山地区 1,417万 5,000円、次の段ですが、基盤整備促進事業補助金、小原地区 1,918万円。次に、下から2番目の基盤整備促進事業補助金、鍋内地区 907万 8,000円、一番下になりますが、県単ため池整備事業補助金、押辺新池地区 650万円でございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと思えます。

上から4番目になりますが、豊かな土づくり推進事業補助金 400万円でございますが、これは旧岩間上郷地域うまい米づくり研究会への土づくり指導、堆肥散布機械の導入支援のための補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

次に、2節林業費補助金 2,207万 3,000円でございますが、農政課の所管は5件でございます。合計いたしますと 287万 3,000円ございまして、主なものといたしましては、上から2番目の森林整備地域活動支援交付金事業費補助金 140万 3,000円でございます。

次に、農村整備課の所管といたしましては、一番上の県単林道開設事業費補助金、本戸前山線 1,920万円でございます。

次に、31ページをごらん願います。

15款、3項委託金の中ほどになりますが、3目農林水産業費委託金、1節農林業費委託金 5万 8,000円でございますが、家畜伝染病予防事務交付金でございます。農政課の所管でございます。

次の4目商工費委託金、1節商工費委託金 26万 7,000円、観光動態調査費委託金でございます。観光課の所管でございます。

次に、34ページをごらんいただきたいと思えます。

18款繰入金、2項基金繰入金、上から4番目の欄でございますが、10目観光振興基金繰入金、1節観光振興基金繰入金 1億 1,000万円、観光振興基金繰入金で。

杉山委員長 暫時休憩をいたします。

午後2時44分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

横田農政課長 ただいまの基金繰入金でございますが、観光課の所管でございます。

次に、35ページをごらん願います。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、一番下の欄になりますが、7目の自治金融預託金元利収入、1節の自治金融預託金元利収入 2,900万 1,000円。自治金融預託金元利収入 2,900万円、その下の自治金融預託金利子収入 1,000円でございます。商工課の所管でございます。

次に、36ページをごらん願います。

中ほどになりますが、5項雑入、4目雑入、2節雑入でございますが、39ページまでにわたってございます。農政課の所管といたしましては12件でございます。合計いたしますと 136万 4,000円でございます。牛ブルセラ病検査料 8万 4,000円外11件ということでございます。

次に、商工課の所管といたしましては2件でございます。5万円でございます、市町村中小企業金融制度事務費交付金 4万円外1件でございます。

次に、観光課の所管といたしましては11件で 1,736万 9,000円でございます、つつじ祭り入園料 1,600万円外9件でございます。

次に、農村整備課の所管といたしましては1件でございます、国・公団営電ヶ浦用水事業計画償還助成金 174万 3,000円でございます。

次に、40ページをごらん願います。

21款市債、1項市債、3目農林水産業債、1節農業債 9,830万円でございますが、農道整備事業債、鍋内地区 450万円外5件の事業債でございます。農村整備課の所管でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出の部に移らせていただきます。

歳出につきましては、それぞれ所管の担当課長より順にご説明申し上げます。

私の方からは、農政課の所管するものついて説明をさせていただきます。

なお、職員給与費など義務的経費につきましては割愛させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、99ページをごらん願います。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費 5億 3,641万 6,000円でございますが、職員給与費は省略させていただきまして、下から2行目になりますが、28節繰出金 2億 5,678万 2,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金でございますが、これは一般会計から笠間市農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、100ページをごらん願います。

3目農業振興費、一番上の欄でございますが、1節報酬、農家組合長報酬 359万 8,000円でございますが、農家組合長さんには、市役所と各農家の連絡調整、調査物の取りまとめ、文書の配布、回覧などをお願いしているわけございまして、特に米の生産調整などでは協力をさせていただいているところでございます。

次に、7節の賃金 552万 6,000円、臨時雇賃金でございますが、これはクラインガルテンの臨時雇の管理責任者1名、管理補助員1名、それから栽培指導員1名、合計3名の賃金でございます。

次に、11節需用費 634万円の中の光熱水費 300万円でございますが、クラインガルテンの電気料、水道料でございます。

次に、12節役務費 204万 2,000円でございますが、主にクラインガルテンに要するものでございます。

次に、13節委託料80万 2,000円につきましては、すべてクラインガルテンに要する委託料でございます。

次に、101ページをごらん願います。

上から2行目になりますが、14節使用料及び賃借料 115万 9,000円でございますが、主なものといたしまして、土地賃借料 109万円がございまして、これは笠間クラインガルテンの用地の賃借料でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金31件ございまして、合計 1,835万 4,000円でございますが、主なものといたしまして 102ページをごらん願いたいと思います。

上から4番目になりますが、農業経営基盤強化資金利子補助金 146万 6,000円でございますが、これは、認定農業者が経営改善などに必要な資金の借り入れに対しましての、利子の負担を軽減するための補助金でございます。

次に、中ほどの農業近代化資金利子補給 170万円でございますが、これは、農業者が資本装備の高度化や農業経営の近代化を図るための資金借り入れに対しましての、利子の負担を軽減するための利子補給でございます。

次に、二つ下の段になりますが、播種用水稲種子等更新補助金 100万円でございますが、これは水稻を初めとする穀類の種子の更新率を高め、品質向上を図るため優良種子の更新費用の一部を補助するものでございます。

次に、下から2番目になりますが、豊かな土づくり推進事業補助金 800万円でございますが、これは旧岩間地区上郷地域のうまい米づくり研究会によりまして、水田圃場の土壌診断を行い、それに基づきましての適正な堆肥施用などの土づくりの指導、及び堆肥を散布する機械の導入支援の補助でございます。

次に、103ページをごらん願います。

上から4番目になりますが、27節の公課費、消費税 110万円でございますが、これはク

ラインガルテンが一つの事業体としまして、消費税を申告納付する義務があるわけでございます。市民農園使用料の中には、おのずと消費税が内税として含まれているということによるものでございまして、申告納付をしなければならないものでございます。

次に、4目の水田農業費 7,609万 4,000円でございます。義務的経費等は省略させていただきまして、19節の負担金補助及び交付金で 7,053万 6,000円となっておりますが、主なものとしたしましては、下から4番目の条件整備特別対策事業補助金 225万 7,000円でございますが、これは各営農組合に対しまして、農業用機械、施設等の整備を図り、麦、大豆、飼料作物等の産地化を図るための補助金でございます。3地区分でございます。

次に、その下の水田空中散布実施補助金 167万円でございますが、これは病害虫を防除し、良質米の生産を図るために、薬剤の空中散布を行うことに対しましての補助金でございます。

次に、その下の水田農業奨励補助金 6,300万円でございますが、これは需要に応じた米の生産の調整を行うという必要があることから、農産物で自給率の低い、麦、大豆、飼料作物の栽培を奨励し、生産費用の低減、品質の向上を図るために、団地化を推進すること、また、意欲のある農業者や、認定農業者及び集落営農組織を育成して、農業の生産構造を転換していくというための補助金でございます。

次に、一番下の生産調整暗渠排水補助金 210万円でございますが、これは水田圃場の整備として、生産調整達成者が、水田の暗渠排水整備工事を行う資材代に対しましての補助金でございます。

次に、104ページをごらん願います。

5目畜産業費 142万 6,000円でございますが、義務的経費は省略させていただきまして、12節の役務費58万 3,000円でございますが、これは牛、馬、ミツバチの伝染病予防検査料でございまして、各農家から市の方へ検査料として納入していただいたものを、県の畜産協会の方へ納入するものでございます。

次の19節の負担金補助及び交付金でございますが、茨城県畜産協会を初めとする各団体への負担金でございます。

次に、109ページをごらん願います。

2項林業費、1目林業振興費 646万 8,000円でございます。義務的経費は省略させていただきまして、19節の負担金補助及び交付金 619万 2,000円で、11件ほどございますが、主なものにつきまして説明させていただきますと、まず下から5番目の森林組合指導補助金 174万円でございますが、笠間西茨城森林組合の経営基盤の拡充と、組織の強化による地域林業の発展に資するための補助金でございます。

次に、下から2番目の平地林保全整備事業補助金 120万 7,000円でございますが、これは平地林の持つ公益的機能を保全するため、枝打ち等による整備を行うための補助金でございます。これは県の補助が2分の1でありまして、市の負担はございません。

次に、一番下の森林整備地域活動支援補助金 187万 2,000円でございますが、これは森林の有する国土保全、水資源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の抑制のための機能を発揮させるということを目的に行われる、地域対象民有林の森林施業への補助でございます。国が2分の1、県が2分の1、市が4分の1というものでございます。

以上でございます。大変雑駁な説明でございましたが、説明を終わらせていただきます。
杉山委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 29ページのブロックローテーション定着化促進事業補助金、先ほど、笠間と友部というわけで、笠間と友部は麦と大豆というような転換作物ですね。それで、岩間ではレンゲソウという形でブロックローテーションをやっております。

笠間、友部は麦と大豆で減反の補助金を払ってブロックローテーションやっていたんですが、岩間はレンゲソウなんです、緑肥。だから、友部と笠間だけ言って、岩間のブロックローテーションということは1カ所も言っていないものですから質問したんですが、どうなんですか。岩間にもちゃんとブロックローテーションはできているところがあるんです。

杉山委員長 農政課長横田文夫君。

横田農政課長 ご質問に対してお答えをいたします。

29ページの予算の中のブロックローテーション定着化促進事業補助金 141万 5,000円の中身につきまして、先ほどご説明をさせていただきました。

ただいまご質問の方は、岩間の方がなかったということでございますが、岩間地区においてもブロックローテーションは実施されておりますが、ブロックローテーションという形ではなくて、固定団地というような形で転作の方を実施されているようでございます。それで、ただいま説明しました促進事業補助にかかわるブロックローテーションでは、形がこうではないと、形が違うということでございます。

杉山委員長 町田委員。

町田征久委員 私も、岩間の、何十年も前に指導で、ブロックローテーションという名目で作った組合長でございます。何十年前。農業新聞にも載りまして、きちんとしたブロックローテーション、9町歩ですから規模は小さいのです。

だから今課長が言っているのは、きっと大型のブロックローテーションのことじゃないかと思うのですが、今までもそれでやってきたのです。後ろに岩間の農政課の人もいるから聞いてみてください。私らのがブロックローテーションじゃなければ、ないで、それでいいのです。固定団地なら固定で。

杉山委員長 岩間支所産業振興課長西山政次君。

西山岩間支所産業振興課長 ご説明申し上げます。

ただいまの委員のご質問でございますけれども、岩間町においては、麦、大豆、飼料等

の、要するに国、県に合ったものではなくて、緑肥対応ということで、確かに言葉としてはブロックローテーションということで、1地区を交互にそういう対応をしてきたということは事実ありますけれども、この予算上に上がっているものには当てはまらないということでございます。

杉山委員長 町田委員。

町田征久委員 当てはまらないということですよ。

さっき言ったブロックローテーションというのは、私らが始まったときには、右と左に分かれてやることを、減反して片方やって、片方をつくるというのが、右と左というような形でやって、指導のもとに「ブロックローテーション」という言葉を使ってやってきました。今でも地権者はみんなブロックローテーションというような形になっております。

だから、私もいつも思ったのです、友部、笠間、美野里、それから八郷、これは独特な形でやったのです。岩間ももともと緑肥というような形で何十年かやってきたのです。

いいですよ。そういうわけで、このブロックローテーションの定着化促進事業補助金は該当しないということですから、結構です。

杉山委員長 鈴木(貞)委員。

鈴木貞夫委員 クラインガルテン関係でちょっとお聞きしておきたいと思います。

収入が2,000万円ばかり、21ページで入って、あといろいろと101ページで大分クライナルテンの支出もありますけれども、そういう金銭的なこともですが、クライナルテンの利用者の問題ですね。これは単年度じゃなくて、5年までしかいられなくて、そういう人たちがどういうふうに地域の人たちと交流を深めて、笠間に定住するかということが一つの大きな目的であるというふうに聞いておりますので、現在、実際どうなっているかということ、まずお聞きしたいと。

それで今ブロックローテーションの問題で、町田委員の方からも質問ありましたけれども、麦だとか大豆を減反に伴ってやるということで、私の住んでいる福原地区でも、大豆をやり、麦をやりということがきましたけれども、それが、本当にこういう援助をしながら全体的に産地化しているかどうかというと、必ずしも産地化していないのですよ。

ある年はそれをつくって、次に違うものをつくって他の地区へいくということで、事業をしている人やいろいろな人たちに聞いてみると、例えばその大豆がどうなるのかというふうに聞いたときに、必ずしも品質が安定しないので、納豆が有名ですけれども、納豆のあれに買い取ってもらえない問題だとか、そこを重点的に何年も続けてそういうふうな畑にすれば、品質が保証されるようなものが生産できるけれども、実際にはそうならず1年でどんどん変わって行って、また麦と。

これは補助金を出すわけですから、産地化するという目的があるならば、さっきの緑肥の問題以上に、何かその辺のことをしっかりしないと、ただ補助金出しましたという単年度だけで本当に役に立つのかどうか、ちょっと疑問に思うのです。そして、つくっている

人たちも、そういう感じなんです。単年度で、次はまた米になるんだからということで余力も入らない、そういうことで、こういう補助金出すんですから、その辺のことをこれからどう考えていくか。

それと、ページ34ページの10目に1億1,000万円という基金があります。この基金についてちょっと説明してください。

杉山委員長 農政課長横田文夫君。

横田農政課長 お答えいたします。

まず笠間クラインガルテンのことににつきましてですが、このクラインガルテンですけれども、都市住民と農村の相互交流を通しまして、都市住民の方に、農村の自然や生活文化、あと地域の皆さん方との交流を深めていただきまして、そして地域にとりましては、自分たちの地域の価値認識といったものを再確認していただくということ、それから地域の活性化、豊かな農村づくりということに役立つ、そういったものを目的としているわけでございます。

それで、現在の利用状況でございますけれども、滞在型宿泊施設つき市民農園の方は50区画ございます。この方ですが、東京都在住の方が24人、神奈川県が7人、千葉県が9人、埼玉県が8人、茨城県が2名でございますが、これは取手の方です。合計50人となっております。

それから、日帰り型の市民農園の方でございますが、こちら50区画ございます。こちらは笠間市の方が21人、水戸の方が2人、東京の方が6人、千葉の方が1人、埼玉の方が3人、合計33人に利用していただいているわけでございます。

それから、1年ごとの契約ということでございますけれども、最高5年まで契約を認めているわけでございます。5年が過ぎてしまえば、利用希望も多いわけですから、5年をもって満了ということで、出ていただかなければならないということになるわけですが、このクラインガルテンの利用者を「ガルテナー」というふうに呼んでいますけれども、このガルテナーさん方も、やはりここの地が気に入ったと、何とかここにこれからも住んでいたいというような方が大変多いわけでございます。それで既にもう4組のガルテナーさんが、借地をして家を新築したり、空き家を購入したりして、住所を移動して笠間で暮らし始めております。ことしも3家族が周辺に家を新築したりというような状況でございます。

それから、水田の転作の関係かと思いますが。

杉山委員長 簡単な説明で結構ですから。

横田農政課長 ただいま、大豆とか麦そういったものの奨励金を出しているが、果たして、これから産地化が継続していくのかと、そういうふうなご質問かと思いますが。

笠間地区では、4組合が今年度も行ってございます。それから、友部地区につきましては13組合が実施してございます。それから、岩間地区につきましては3地区ですね、この

ように行われているということでございます。

それで、国の方針でございますが、一昨日ですか、今国会で担い手経営安定新法が成立したかと思えます。今まで全農家に一律的に助成政策をとっていたわけでございますが、それに終止符を打って、これからは担い手を対象に絞り込んで行っていこうというような政策に、大きく切りかわることになるわけでございます。これからは、担い手、認定農業者ですとか、集落営農組織を強化、育成して、これからの農業を担っていただくということかと存じます。

したがいまして、現在、ただいま申し上げましたように、笠間地区、友部地区でも、このような状況で運営されているわけございまして、市といたしましても、これらについて、さらに定着化に向けまして支援をしていくということでございます。

杉山委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 私の質問の仕方がちょっと悪かったのかもしれませんが、質問として、端的に言えば、クラインガルテンで5年以上いた人がちゃんと定着できるようなことを考えてやる必要があるんじゃないかと、それだけ聞けばよかったですけれども、そういうのも含めてちょっと聞いたのです。現状と言ってしまったから、5年過ぎた人どうなるんだ、現状はと、そういうことで聞いた。

それともう一つは、ブロックローテーションの問題というのは、産地化するというふうな話もあったり、実際にやっている人はそう思っていないような旨をやっている人たちから聞いているから、そのブロックローテーションを組んで減反対策でやっていたときに、農政課や何かとしては産地化するようなことを考えているのかどうか、そこだけ聞いたかったです。

ただ単に、産地化じゃなくて、ことしは麦、大豆だって、ただブロックで回しているのかどうか、それじゃ補助金がむだ遣いになるのじゃないかということでも聞いたかったです。ただそういうことだけです。

杉山委員長 農政課長横田文夫君。

横田農政課長 クラインガルテンの方ですけれども、ただいま申し上げましたように、これからも笠間の地に滞在したいというような方が多いわけでございますが、それで、今現在市としてできることは、地域住民といろいろ懇談の場を設けたり、現にガルテナーさんと地域住民は、いろいろな形で、いろいろな行事を通じまして交流会などを持ってございます。

鈴木貞夫委員 それは聞いていないんだよ。

横田農政課長 ですから。

杉山委員長 5年後どうするかということですよ。

横田農政課長 そういうことで。

杉山委員長 産業経済部長青木 繁君。

青木（繁）産業経済部長 90数%が都市住民、それが笠間に住みたいと、そして残りたいという強い要望があります。

そういう中で、市の方では、今後、土地のあっせん、空き家のあっせんをしながら、できる限りそういう形に持っていきたいということで考えています。

もう1点は、減反の関係で、麦、大豆つくっているけれども産地化につながっていないんじゃないかというような話なんです、もっとかいつまんで話すると、減反そのものが大体40%弱、笠間市の水田が3,000何百ヘクタール、その中で、隣がつくっている、隣がつくっていないということになって非常に作りづらいということで、ブロックあるいは団地で進めています。

そういう中で、やはり産地化を図るということじゃなくて、国として米が過剰だと、そういう中で、麦、大豆、飼料作物、この辺が足りないというような目的の中で、そういうふうなものに対しては国、県でも補助金を出していると、ですからそこに麦、大豆をつくっていると。

ですから、産地化を進めていくということにつながればもっと理想的なんです、またそのほかの畑でもございますし、田んぼについては、そういうふうな形の中から、地域集落で全体的に話し合いをしながら、湿害等を防ぎながら、作業効率を上げながら、ブロックや団地化で今後も進めていきたいということで考えています。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 30ページの豊かな土づくり推進事業補助金なんです、先ほどのご説明の中では、岩間のうまい米づくりということでご説明がありました。

あと102ページの中で、やはり同じ項目で、豊かな土づくり推進事業補助金が800万円ということなんです、この事業に対しては、ブランド化を将来考えての補助金であるかどうかという点と。

もう1点は、平地林の保全のための補助金が109ページに出ているわけなんです、今、平地林保全という看板が立てられているところが荒れているということは、この補助金を出しているにもかかわらず利用されていない、そのお金がどのような仕組みで使われているのか、その点を2点お願いしたいと思います。

杉山委員長 岩間支所産業振興課長西山政次君。

西山岩間支所産業振興課長 豊かな土づくり推進事業の関係なんです、これは実は昨年3月に立ち上げたものなんです、上郷地域一帯約155ヘクタールぐらいございます。その中で、今後いろいろ研究をしながら、この地域を何とか地域のブランド化を目指してやっっていこうということで、現在、組織をつくって、生産者の方は頑張っているという状況でございます。

杉山委員長 農政課長横田文夫君。

横田農政課長 平地林の保全整備事業補助関係でございます、現在、笠間市の全体の

森林面積は、民有林で 8,995ヘクタールございます。国有林で 1,432ヘクタール、全体を合わせますと1万 427ヘクタールというような状況でございます。

平地林保全ということでございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、平地林の持つ公益的な機能を保全するために、実際には枝打ち等ということでございます。森林所有者と市が、平地林の保全に関する協定というものを締結いたしまして、それを実際には笠間西茨城森林組合の方へ委託をするというような事業でございます。したがって、事業主体は森林組合ということになるかと思っております。これは県の補助が2分の1でございます。市の方はございません。そのような状況でございます。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 私も何回か平地林の方を見てきたわけなんです、その土地の所有者が、民間の場合、民有地なんです、高齢者になったために、手が打てなくて下草刈りもできないし、今、森林組合の方でやるというお話だったんですが、双方が協力しなければできないということでおっしゃっていたわけなんです。

今後、平地林というのは、町の人たち、あらゆるところでもって、私たちも、これから出てきますグリーンツーリズムの方の推進にもかかわってくるということもありますので、ぜひ力を入れて整備をしていただければありがたいと思っております。お願いいたします。

杉山委員長 金澤委員。

金澤克彦委員 時間のかかっているところ申しわけないのです。1点、簡単明瞭にお聞きします。

107ページ、深井戸電気料負担金というのが何点かありますけれども、この間、この中身につきましては、議案質疑のときにお聞きして、内容的には理解をいたしております。

ただ、これをずっとこの形で今後も継続的に続けていくのか、これに対する何らかの対処を考えているのか。

〔「これ農村整備ですね」と呼ぶ者あり〕

金澤克彦委員 農村整備、失礼いたしました。ではそのとき聞きます。

杉山委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、農業委員会事務局所管の歳出予算の審査に入りたいと思っております。

歳出予算説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長矢口雄一君。

矢口農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の矢口です。よろしくをお願いいたします。ご苦労さまです。座らせて説明させていただきます。

歳出の方から説明させていただきます。

ページ、98ページと99ページでございます。

予算額でございますが、1億 1,087万 8,000円でございます。これについての歳入の内訳の方は、県交付金 1,118万 4,000円でございます。

それから、その他としまして、諸収入でございます。農業者年金事務委託金でございます47万 4,000円と、農地保有合理化等の事務委託金3万円でございます。合わせて50万 4,000円、そのほかが一般財源 9,919万円でございます。

農業委員会費につきましては、現在、49名の農業委員の報酬、それから事務職員の給与、諸経費等の大半が経常経費からなっております。

報酬でございますが、会長 が4万 6,000円、会長代理が4万 2,500円。

〔「子細はいいよ」と呼ぶ者あり〕

矢口農業委員会事務局長 この報酬なんでございますが、今回、会長代理が2名選出されたということで、差額分の不足が発生しております。これが3万円ほど不足しておりますが。

〔「そんなことはいいよ」と呼ぶ者あり〕

矢口農業委員会事務局長 暫定予算で組みますので、失礼しました。

それから、この中で大きなものでございますが、役務費が 236万 6,000円上がっております。この役務費のものに関しましては、農業者の選挙人名簿等の作成の際の往復の郵送料ということで、選挙人名簿となりますと、生年月日等の情報が必要となりますことから、個人情報保護法に基づきます処置ということで往復の通信料となります。そのほか、小作地の所有状況の調査に係る往復郵送料になってございます。大きいものといいたしましてはそういうものでございます。

それから、負担金補助及び交付金の中で、茨城県農業会議の負担金90万 8,000円上がっておりますが、これに関しましても、茨城県の負担金審議会で先議された額でございます。以上でございます。

杉山委員長 農業委員会事務局所管の歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 99ページのところで、先ほど言った選挙人名簿の件、役務費で通信運搬費ということで上がっていますよね。これは、今までの調査ではなくて、郵送でやるということなんですか。

これは、本来、農業委員は公的な立場ですから、個人情報保護法があっても、ちゃんとした義務の中でできることとは違うのですか、それとも何か法整備がされたわけですか、お聞きします。

杉山委員長 農業委員会事務局長矢口雄一君。

矢口農業委員会事務局長 ご説明いたします。

これに関しましては、農業者の選挙人名簿登載にかかわります農業者お一人お一人に通

知を出して、お返事をいただくというときに使う通信運搬費でございます。

西山 猛委員 それはわかったから、内容だけわからないんだよ。

矢口農業委員会事務局長 内容が今度打ち出されてきましたので、その内容について間違い等が発生するといけないので出すということでございます。

杉山委員長 農業委員会事務局次長郡司節子君。

郡司農業委員会事務局次長 では、私の方からお答えいたします。

今まで選挙人名簿登載につきましては、笠間は、内容が打ち出されたもの、岩間、友部につきましては、白紙のものを農業生産班長さんを通じて回収をしておりました。

今回、個人情報の保護ということで、全体的なものを打ち出されたものを、回覧とかそういったもので回したり集めたりするということが望ましくないということで、ほかの市町村で行っております郵送による送付、それから回収ということにさせていただきたいと思ひまして、こういった状態になっております。以上です。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、農村整備課所管の歳出予算の審査に入ります。

ご説明をお願いいたします。

農村整備課長山口忠栄君。

山口（忠）農村整備課長 104ページをお開き願います。座って説明させていただきます。

6目の農地費なんですが、この目については、農村農地に関する基盤整備及び農道の維持管理を行う費用です。

それでは、節についてご説明いたします。

職員手当については、経常経費を上げております。

8節の報償費は、土地改良区の育成推進検討委員会委員21名分の報酬を上げています。これは土地改良区の合併の検討を行うものでございます。

旅費についても経常的な経費を上げております。

需用費も経常的な経費なんですが、この中で光熱水費33万 6,000円を上げておりますが、これは岩間地区のフレンドリーパークの水道及び電気代です。

それから、役務費については、農道の損害賠償保険ほかを上げております。

13節の委託料 1,000万 4,000円の内訳につきましては、348万 6,000円については、八反山及び小原地区の排水整備の設計委託料です。180万円及び150万円については、岩間の鍋内地区の境界杭設置測量と農道工事の測量委託費でございます。155万 7,000円については、3地区の排水路整備及びため池整備の設計委託料でございます。40万円については、岩間地区にあるフレンドリーパークの草刈りの委託料でございます。126万円につきましては、友部地区の経営体質育成基盤事業の補助事業を受けるために、活性化計画の策定をつくる必要があるもので、その委託をするための費用でございます。

15節の工事請負費 1億 1,435万 5,000円の内訳につきましては、700万円につきましては一般農道の修繕工事費でございます。200万円については、土地改良関係の維持補修関係の工事代でございます。6,918万 5,000円につきましては、3地区の排水整備工事代金です。2,392万円については、2地区の農道整備工事代でございます。1,225万円につきましては、押辺の新池のため池整備の工事代でございます。

16節の原材料費 170万円については、農道等の維持補修のための材料代でございます。

17節の公有財産購入費、これについては、鍋内地内の道路用地の購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金は45件あります。2億 5,008万 7,000円を計上しております。なお、関連する負担金等はまとめて説明いたします。

まず、土地改良団体連合会負担金が 349万円です。霞ヶ浦関係負担金及び補助金は、霞ヶ浦用水事業県負担金外12件で 4億 3,042万 9,000円を計上しております。

石岡台地関係につきましては、石岡台地国営事業償還金補助金の外 9件で 2,954万 9,000円を計上しております。

県営事業負担金関係では、経営体育成基盤整備事業負担金外 5件、6地区で、合わせて 8,981万 4,000円の負担金を計上しております。

ため池整備事業償還金補助金 904万円は、過去に実施しましたため池整備の償還金の補助でございます。

農道整備事業借入金償還補助金 2,018万 4,000円及び農道舗装事業償還金 3,237万 2,000円については、過去に整備しました農道関係の償還金の補助でございます。

随分附、大沢、友部中央地区深井戸電気料負担金合計 390万円については、公共用地取得のため、その補償として負担する深井戸の電気代でございます。

それから、土地改良区連絡協議会 856万円及び運営協議会補助 600万円は、土地改良区事業運営協議会への人件費の補助でございます。

小規模土地改良事業補助金 300万円については、何人かの方がまとめて基盤整備をしたときに対する市の補助でございます。

それ以外の補助金及び負担金については、経常的な協議会等への負担金でございます。

それから 109ページをお願いします。

109ページの職員手当、旅費、需用費については経常的な経費でございます。

110ページにいきます。

役務費については、損害賠償保険、これ林道の損害保険ほか郵送代を上げております。

13節の委託料 592万 3,000円のうち 552万 3,000円は、本戸前山線の丈量測量の委託料でございます。残りは、林道の草刈り等の委託料でございます。

15節工事請負費は、本戸前山線の工事費 3,780万円、一般林道修繕費 100万円を計上しております。なお、本戸前山線については76.8%完了して、19年度で完了する予定でございます。

負担金及び交付金については経常的な負担金を上げております。以上です。

杉山委員長 農村整備課所管の歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

鈴木（努）委員。

鈴木 努委員 一つだけ、105ページの19節負担金補助及び交付金のところで、霞ヶ浦用水関係の合計額をもう一度確認したいのですが。4億円ですか、これ節で2億5,000万円しかないじゃないですか。

杉山委員長 農村整備課長山口忠栄君。

山口（忠）農村整備課長 大変申しわけございません。13件で4,342万9,000円でございます。

鈴木 努委員 了解。

杉山委員長 質疑を打ち切ってもいいですね。

金澤委員。

金澤克彦委員 いいですか、時間を節約するために、さっき言っておわかりになっていると思うのですが、ご説明をお願いします。

杉山委員長 農村整備課長山口忠栄君。

山口（忠）農村整備課長 4件の契約になっておりますが、2件については16年に契約で10年契約でございます。それで、霞ヶ浦用水が来たときに2件については打ち切りというふうになっております。あと2件については、18年度、今年度が契約更新なものですから、これについて交渉中です。向こうの意見とこちらの意見がちょっと隔たりあるものですから、市長とよく協議して決めたいと思います。

金澤克彦委員 わかりました。

杉山委員長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時45分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、商工課所管の歳出予算の審査に入ります。

続けて説明願います。

商工課長高安行男君。

高安商工課長 商工課長の高安行男です。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

商工観光の予算でございますが、110ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございますが、2の給料から4の共済までは、職員の給与にかかわるものですから割愛させていただきます。

8の報償費でございますが、5万8,000円は、優良たばこ小売組合の表彰式の記念品等でございます。

さらに、11需用費の6万4,000円、12の役務費でございますが、これらにつきましても、優良たばこ小売組合の表彰に係る費用でございます。

19の負担金補助及び交付金でございますが119万円でございます。これは笠間、岩間、友部、各たばこ小売組合に対する運営費の補助金でございます。

次に、2目の商工振興費でございますが、こちらの方は、3の職員手当から旅費までは職員関係の人件費でございますので割愛させていただきます。11の需用費でございますが310万7,000円でございます。

これらの主なものにつきましては、消耗品費112万3,000円、さらに食糧費102万円、これらにつきましては、ふるさと友部まつりに関する費用、そのほか中心市街地の活性化や笠間ファン倶楽部などに要する費用でございます。

続いて、12の役務費171万1,000円でございますが、このうち通信運搬費66万7,000円のは、笠間ファン倶楽部への会報やイベント情報などの通信費でございます。また、112ページの中、傷害保険料関係79万3,000円につきましては、市が所有している陶芸品に対する保険料でございます。

13の委託料でございますが1,384万6,000円、このうち清掃委託料300万円は、岩間工業団地内の草刈り、清掃費でございます。また、ふるさと友部まつりの委託料でございますが、710万5,000円につきましては、会場設営のテント、ステージ、音響ですね、そのほか委託警備関係の費用でございます。また、中小企業融資制度事務委託料の294万9,000円につきましては、自治金融、振興金融の融資あっせん事務を商工会の方に委託しておりますので、その委託料でございます。

14の使用料及び賃借料でございますが63万6,000円、このうちイベント関係備品借り上げ料32万3,000円につきましては、ふるさと友部まつり関係の備品借り上げでございます。16の原材料もふるさと友部まつり関係です。

18の備品購入費200万円につきましては、笠間焼の展示ケースを購入いたしますので、そちらの購入費用でございます。

19の負担金補助及び交付金でございますが、8,472万7,000円でございます。このうち負担金は10件でございます。

上から5番目の茨城県伝統的工芸品産地交流促進協議会負担金30万円につきましては、伝統工芸品の指定を受けている笠間焼、結城つむぎ、真壁の石燈籠、そういったもののPRと販路拡大の促進を図るための負担金でございます。

続きまして、113ページの補助金関係でございますが11件ございます。上から4番目の稲田石材協同組合 100万円は、地場産業である石材振興を図るために、稲田みかげ石の石材関係と製品関係などのPRと販路拡大、また産地ブランドの確立を目指すということでイベントを開催しています。これらのイベントは、グラフィックデザイナーと連携をしながら、稲田ストーンエキシビジョン、そういった関係に要する補助金でございます。

また、茨城県石材協同組合連合会補助金 134万円は、笠間西茨城地区に位置します桜川市、笠間市稲田、これは石材の産地であるために産地が一体となり、真壁石材協同組合とか、羽黒石材商工業協同組合、稲田石材商工業協同組合が、石材業の振興を図るために、石材及び製品のPRのためのイベントを実施しております。これは、茨城ストーンフェスティバルということで実施しております。これらの補助金でございます。

その下の笠間焼協同組合補助金 141万 5,000円につきましては、伝統的工芸品産地振興により新製品の開発、そのほか原材料の研究、パンフレット等の補助金でございます。

さらに、自治金融・振興金融保証料補給補助金 3,127万 5,000円につきましては、中小企業者が融資を受ける際に、信用保証として年1%の保証料の負担がございます。これらの負担する保証料の利子補給を行いまして、事業者の金利負担の軽減を図りながら、中小企業対策の促進を図るための補助金でございます。

また、自治金融・振興金融利子補給補助金 2,421万 2,000円につきましては、笠間市中小企業事業融資あっせん規則に基づきまして、融資を受けたものに対しまして、予算の範囲内における利子の補給金交付規則により、年1%を限度とする利子補給を行っております。それらの促進を図るための補助金でございます。

その下の商工会補助金でございますが 2,190万円、これらにつきましては、商工振興の事業費の補助金でございます。

さらに、中心市街地活性化推進事業補助金 150万円であります。TMOかさまの事務局が18年3月に認定されました。その事務局が笠間市商工会でございます。それらの事業推進としての補助金でございます。

そのほか、21の貸付金 2,900万円でございますが、中小企業者に対しての資金融資の際、利用者への金利負担を少なくするために、取り扱い金融機関に、貸し付け利率を通常の利息より低利で取り扱っていただくための資金として預託しております。この預託金は、あくまでも歳計現金の運用でございます。

24の投資及び出資金でございますが、損失補償寄託金90万円は、中小企業者が万一不測の事故等で借入金の返済が不可能となった場合、信用保証協会が、中小企業者にかわって金融機関に代理弁済をする寄託金でございます。

また、茨城県信用保証協会の出捐金66万円でございますが、茨城県保証協会経営基盤強化計画に基づきまして、融資あっせんの基本財産としての拠出金を支出しております。

以上が重立った商工課の予算でございます。以上で終わりにします。

杉山委員長 商工課所管の歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

金澤委員。

金澤克彦委員 1点質問をいたします。

113ページ、商工会補助金 2,190万円、これ1本になっておりますけれども、現在、笠間と友部と岩間、3カ所の商工会があると思うのです。その内訳をちょっと教えていただきたいのと。

基本的に、商工会も、1市町村1商工会というような形になっていると思います。8万2,000の市になったわけですから、今後、商工会議所ということもあり得るんだと思うのですが、それは商工会サイドが決めることかもわからないのですが、行政としてどういった今後働きかけをしていくのか、その辺のところお聞きしたいと思います。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 ただいまの質問に対しましてご説明申し上げます。

まず、商工会の補助金関係でございますが、友部町商工会が1,000万円、笠間市商工会が670万円、岩間商工会が520万円ということでございます。

実際、市町村合併により各旧市町村において各商工会がございます。これらにつきましても、当然合併の方向で、商工会法に基づいた中で、ただいま合併に向けた取り組みとしまして、3年をめどに合併するというようなお話を聞いております。

また、今後の合併推進に当たりましては検討委員会を設置しながら、それらを踏まえながら、今後進めていくというような理事長のお話を伺っております。以上です。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 今、金澤委員の件に関連して、笠間、友部、岩間の商工会の会員の数が、もしわかるのだったら教えてください、わからなければ後でいいです。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 ただいまのご質問に対しまして、会員数はちょっと調べておりませんので、後日でよろしいでしょうか、申しわけありません。

杉山委員長 では、後日。

川澄委員。

川澄清子委員 113ページの自治金融・振興金融保証料補給補助金 3,127万5,000円ということですが、中小企業の利用件数と。そしてもう1点、ちょっと戻りまして112ページの備品購入費ということで200万円上げられておりますが、どこに設置するのか、何ヶースなのか、その点をお聞きしたいと思います。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 ただいまの質問に対しましてお答えします。

ことしの3月末現在、借り入れ件数が1,273件でございます。借り入れ残高でございま

すが、自治金融、振興金融を合わせまして約31億 9,500万円でございます。

あと、ケースの件なんです、備品購入関係につきましては、笠間市役所の本所、支所、あとは駅の笠間駅、友部駅、そういった駅に展示ケースを設置しまして、笠間焼の展示をすると、地場製品のPRということでケースを考えています。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 先ほどの中小企業の件なんです、31億 9,000万円という程度の金額なんです、1件あたりはどのような仕事と状況なのでしょうか、返済ももちろんそうですが、貸し付けに対する状況はわかりますか。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 ただいまの質問に対しまして、内容的には幅広くて、これということではできませんが、自営業あとは法人化した企業関係もございます。その中で、自治金融であれば1,000万円、振興金融が2,000万円です。自治金融の場合は限度1,000万円ですが、その中で設備資金が1,000万円、あと運転資金が500万円ということになっています。

それらによって、製品の購入とか、給与支払いとか、あとは事業拡大、そういった中でもろもろの件数がございますので、その仕分けをしていませんので、幅広く中小企業者向けの融資となっていますので、そちらの該当する方にはあっせんしているということです。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 そうしますと、貸し付けたということになりますと、将来その企業が結果として利潤を得たとか、また返済の見込みがあるとか、そういう調査は関係なく、ただ貸し付けの立場でいらっしゃるのでしょうか。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 あっせんに対しまして、商工会の方に事務委託をしています。その中で、委員会を開催しまして、各金融機関、あとは関係市の職員ですね、そういう中で審査しています。これらの保証関係も、やはり信用が大事でありますので、茨城県信用保証協会が保険を掛けまして、それで保証するような形になっています。

杉山委員長 ほかにございませんですか。

鹿志村委員。

鹿志村清一委員 やはり113ページの真ん中あたりに、工場誘致条例奨励金補助金というのが1,000円という形になっているのですけれども、工場誘致条例奨励金補助金について1,000円ということについて、ご説明をいただきたいと思います。

杉山委員長 商工課長高安行男君。

高安商工課長 工場誘致条例で、5,000万円以上、20人以上の場合には、固定資産税の奨励金の補助をしています。昨年までは誘致の項目がありませんので、今年度からある程度予算項目ということで計上させていただいております。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 合併した経過もあるのでありますが、今後検討課題かなと思います。私もそういうふうに思っている部分もあるので、今ちょっと説明を受けたわけでございます。以上です。

杉山委員長 ほかにはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、観光課所管の歳出予算の審査に入ります。

歳出予算の説明をお願いいたします。

観光課長井口 清君。

井口観光課長 それでは、観光課所管の歳出の説明をいたしたいと思います。

ページ数 114ページであります。

観光総務費としまして、職員手当につきましては省略させていただきまして、7の賃金140万9,000円、これは笠間観光大使分としてとっております。

それから、報償費19万3,000円につきましては、笠間、大子、北茨城関連の情報交換、あるいはPR等の記念品代ということになります。

それから、旅費19万5,000円、これは普通旅費ということで。

需用費であります。120万4,000円。

杉山委員長 ちょっと済みません。必要なところだけ説明をお願いします。

井口観光課長 120万4,000円で、主に消耗品でありますけれども、大使のユニフォーム代一式ということになります。

それから、役務費145万8,000円、これにつきましては広告料であります。

それから、委託料373万8,000円、主なものとして、観光案内所の運営委託料が中心であります。

19の負担金補助及び交付金3,603万2,000円計上でありますけれども、市内観光周遊バスの負担金を含めまして10件ありますが、大きいものとしては、観光協会の補助金等があります。

次のページになりまして115ページであります。

観光振興費としまして、賃金392万円、これは臨時雇賃金が1名でございます。嘱託賃金ということです。

それから、報償費87万8,000円、主につつじ祭り事業としましてのイベント部分でございます。

それから、旅費10万8,000円、これはフィルムコミッション関係でございます。

それから、需用費263万3,000円につきましては、消耗品費が主でございます。菊栽培関係にほとんど使用されております。

役務費25万4,000円、これは新聞関係、雑誌の広告料を中心としております。

委託料 885万円、これはつつじ祭り関係の警備委託、あるいは佐白山周辺整備をこれから進めてまいりますけれども、その設計委託ということで計上しております。

それから、使用料及び賃借料69万 2,000円、やはりこれもつつじ祭り関係のイベント関連のトイレの借り上げ料ということで計上しております。

工事請負費 9,000万円であります。これも観光拠点整備工事費ということで、佐白山周辺整備の部分で計上しております。

原材料費であります。27万円。

次のページ、116ページに入ります。

公有財産の購入費 1,500万円計上であります。これは土地の取得の部分として計上しております。

それから、備品購入費10万円です。これは一輪車等を含めた購入ということです。

負担金補助及び交付金 900万円、これにつきましては、笠間のまつりの実行委員会の方に補助として計上でございます。

杉山委員長 説明中ですが、もう少し簡単に飛ばしてやってください。

井口観光課長 わかりました。そうさせていただきます。

それでは、観光施設費でありますけれども、大きいもので、委託料につきましては、これは愛宕山、それから北山公園、そして笠間の部分と、そういう施設があります。そういう中の委託料として、警備料を含めて 8,008万 7,000円を計上しております。

それから、使用料及び賃借料でありますけれども 1,106万 4,000円の計上で、これにつきましては、愛宕山、北山公園、そして佐白山の施設関係の維持費ということで計上しております。土地を借りております。そういう関係です。

負担金補助及び交付金でありますけれども、これは芸術の森公園の三館広場の運営という中での負担金を出しております。

以上が、観光課所管の歳出であります。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

杉山委員長 歳出の説明が終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 2点、115ページ、15節の工事請負費 9,000万円、すごくアバウトでちょっとわかりませんが、具体的にどういうことをやるのか。

その次のページの17節公有財産 1,500万円、土地を購入するというように聞きましたけれども、具体的にはどういう計画があるのか、その2点。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 まず、115ページの工事請負費でありますけれども、これにつきましては、笠間については、歴史文化に富んだ部分で佐白山があるということで、その周辺部分を整備したいと。それから、芸術の森公園との回遊性も含めた中でルートづくりも含め

て、休憩所とか、例えばモニュメント等を考えての工事請負費であります。

それから、公有財産につきましての1,500万円ですけれども、これにつきましても、同じ工事費と重なっている部分であります。以上です。

杉山委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 そうすると、まだ具体的には、細かく組み立てていないというふうに見ていいですか。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 一応、開発公社の1億1,000万円の指定寄附がありまして、その関係の中で、物理的にその組み立ての余裕がなかったという部分もありまして、これからいろいろな歴史の関係の先生とか、あるいは各団体とか民間合わせた中で、検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

杉山委員長 ほかに。

町田委員。

町田征久委員 115ページの賃金の中の臨時雇賃金392万円となっているのです。これは常勤の臨時職員、それとも忙しいときだけ頼むの。岩間に常勤でいた人がいたのですよ、それが合併になって向こうへ行ったと思うのですが。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 392万円の賃金につきましては、つつじ公園の開催の徴収員の賃金であります。それから菊栽培場が入っております。その2点であります。

杉山委員長 町田委員。

町田征久委員 あと117ページの駐車場管理委託料224万1,000円というのは、どこの駐車場管理委託料か。いろいろ駐車場はありますので、場所はどこですか。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 224万1,000円の駐車場でありますけれども、これは荒町駐車場と鷹匠町駐車場なんですね、ここは年末年始につきましては、有料化をしまして委託をするということになっております。以上です。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 1点だけお願いします。

114ページの19の負担金補助及び交付金の中の市内観光周遊バス運行負担金、この関係で市民の方から、市内観光に対して、無料で乗せるのはどうかというような話が出ているわけなのです。それで、実際に、福祉バスの方をもう少し優先した方がいいんじゃないかというような話も出ていますから、そういうことで、今後としてこの市内周遊観光バスを継続してやっていいのか、また市内観光ですから、愛宕山の方も含めて拡大する予定があるのかどうか、その点をお伺いします。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 先ほどのをもう一度、済みません、聞きたいと思えますけれども、その次の部分で、最後の各継続については、ことしで5年目になります。それで、今、合併になりまして、当然、愛宕山、北山公園、笠間、歴史、いろいろな特色ある部分が入ってきて観光エリアが拡大したということがあります。そういう中で、継続していく部分を含めて、これから検討委員会で考えたいというふうに考えています。

杉山委員長 成田委員。

成田 正委員 実際に継続してやっていくということなものですから、そうしますと、これからは拡大するという考え方でよろしいわけですね。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 今、拡大を考えて、エリアを大きくとらえた中で、いろいろPRしていかなくてはならないという部分もありますので、当然検討委員会の中で、そういう方向でちょっと考えていきたいというように思っています。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 多分この市内観光周遊バス運行については、合併前に旧笠間市で、観光協会が主体になって運営するというような話を新聞記事で見たような気がするんですけども、5年間状況を見て、それで継続するかどうか判断するというような取り決めになっていたような気がするのですが、その判断というのは、合併に際して、した形になっているのでしょうか。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 確かに、できればその準備をしているところでありまして、検討委員会を7月ぐらいにはやらなくてはならないのです。やりましてその方向性を出したいということで、今、調整をしている段階であります。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 これは、私は、前のときに交通の問題で、交通政策マスタープランということを経営的に考えた中と、あと観光を考えた周遊バスというのをどう考えていくかを、執行部の方に対応策をお願いしたいという考え方を持っています。ぜひ周遊バスについても、これ要望みたいになっちゃうのですけれども、必ずしも、愛宕山とか範囲を広くして運行の管理の費用がかかるような形よりも、やはり効率的な笠間の観光について、インパクトがあるような運行の方法で考えていただけるのも一つの方法ではないかという考え方を持っています。ぜひ今後、執行部の方で検討していただきたいと思えます。

井口観光課長 わかりました。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 1点お願いします。

先ほどの工事請負費、鈴木(貞)委員がもう既に質問しておりますが、116ページの公有財産購入とこれは重なっているんですね。

井口観光課長　そうです。重なっております。

杉山委員長　西山委員。

西山　猛委員　そうしますと、用地ということで考えてよろしいのですね。

その9,000万円が高いか安いかはともかくとしても、観光の拠点ということでしょうか、場所柄ですね、自然を生かした何かということだと思いますね。そうしますと、これから限られた財源をいかに有効活用していくかという課題の中で、あえて1,500万円が、どれだけのものかわかりませんが、必ず維持管理費がかかるんですよ。この関係は必ず、どこもそうなのです。こういうことを考えますと、観光の拠点という部分に関して、観光には必ず集客ということが、そういうことも含めて裏づけがあってやっていることですか、ちょっとお聞きします。

杉山委員長　観光課長井口　清君。

井口観光課長　工事費として9,000万円上がっておりますが、いずれにしても、1年だけでできる事業ではないというふうに考えておまして、5年計画ぐらいでできれば計画をしていきたいと。ただその初年度として指定寄附金をいただいたので、これからじっくり検討して、それで進めてまいりたいというふうに考えております。

やはり佐白山周辺は回遊性があります。芸森の部分と佐白山の部分は昔からの歴史があります。そういうものを掘り起こしながら……とにかく、今の観光を考えますとイベント型になっているのです。来て、すぐその場で帰っちゃうよと、そうすると経済効果が出ないのです。やはり経済効果をこれから出していかなくてはならない、これが本来の観光行政であります。

そういう部分を含めまして、当然少し時間がかかりますけれども、うまく回遊できるような形に持っていきたいと考えております。ですから、それには、各団体の方とか、あるいは先生方とか、いろいろな方との調整をしながら行かなくてはならないというように考えております。以上です。

杉山委員長　西山委員。

西山　猛委員　私が言っているのは、要するに、公有財産もちゃんと今見きわめて処分する時代なのに、いろいろなことをスリム化する時代なのに、1,500万円が高い安いはともかくとしても、少なくとも維持管理はかかる用地になると思いますよ、そう感じますよ、今のお話聞きますと。そういうことを今やって、集客があって人が来て、泊まっているところなどに金が落ちてと。例えば、商店街とかそういうところに金が落ちて、地域が潤っていくんだという裏づけはあるのですかと言ったならば、担当課長は、歴史があるからとか、見て回るところがいっぱいあるからとか、こういう理屈なのですよ。

それは、みんなどこもそうなのです。そうじゃなくて、例えば、公の鵜の岬とかあいう規模のものと歴史を勘案させて、これだけの集客があって、これだけの建物を建てて、ちゃんと1泊でも2泊でもする、そうするとこうなるんですよとかという、そういう理屈

ではないんじゃないかということを行っているのです。

私が言っているのは、自然を金をかけて壊して、なおさら今度そこに金を投じなくてはならないということに、もううんざりしているのです。それを私はここで代弁しているのです。それだけです。あといいです、結構です。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 114ページの観光協会補助金が2,566万7,000円ということですが、その内訳としてはどのようなものに使われているでしょうか、お願いいたします。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 大体人件費が60%になっております。それから事業費が40%というような形でとらえていただきたいと思います。

杉山委員長 川澄委員。

川澄清子委員 その内容ですが、60%の人件費を使い事業を行っているというその内容は、どういうものがございませうか。

杉山委員長 観光課長井口 清君。

井口観光課長 まず、事業なんですけれども、これについては、社団法人になりました。そういう関係で、いろいろな体験型の旅行開発とか、それからマスコミ関係とか、企画開発、宣伝誘致、そして協働参画、ふるさと案内人に絡みPR活動、それから財政基盤の確立ということで、催事広告収入、催事とかそういう部分を含めて、そういう部分が主な事業として展開をしていきます。匠のまつりも含めてですね。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

以上で、産業経済部、農政課、農村整備課、商工課、観光課所管の一般会計歳入歳出予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時35分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設課所管及び道路整備課の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算のご説明をお願いいたします。

都市建設課長岡野正三君。

岡野都市建設課長 都市建設課の岡野と申します。よろしくをお願いいたします。

予算書には、都市建設課、道路整備課の本所、岩間支所、笠間支所の予算と一緒に予算化されておりますので、私の方から歳入歳出についてご説明申し上げます。

最初に、歳入のご説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、2節道路使用料 1,088万 6,000円につきましては、市道敷の東電柱、NTT柱の使用料です。また、法定外公共物の使用料としまして4万 1,000円についても、市の管理の水路、農道、林道等に設置してごさいます東電柱、NTT柱の使用料でございませう。

4節の河川使用料21万 8,000円につきましては、笠間市片庭にございませう岡本興業と笠間砕石が河川を占有してございませうので、その使用料でございませう。

22ページをございませう開き願ひませう。

2項手数料、4目土木手数料、3節の土木証明手数料 101万 2,000円でございませうが、地籍調査図、地籍測量図等の証明手数料でございませう。

25ページをございませう開き願ひませう。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の土木費国庫補助金、1節の道路橋りょう費補助金 6億 550万円です。箱田寺崎線道路改良工事補助金外11件の補助金でございませう。

次のページをございませう願ひませう。

2節都市計画費補助金 8億 9,249万 9,000円のうち、まちづくり交付金、友部駅周辺整備事業費補助金としまして 8億 5,000万円、岩間駅周辺整備事業費補助金としまして 4,000万円でございませう。

34ページをございませう願ひいたしませう。

18款繰入金、2項基金繰入金、7目の友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金 3億 1,885万 3,000円、基金からの繰入金でございませう。

36ページをございませう開き願ひませう。

20款諸収入、4項受託事業収入、2目土木費受託事業収入 899万 9,000円ですが、友部地方広域環境組合からの受託事業で、2026号、2028号、2031号線の道路詳細設計と用地費の購入分でございませう。

5項雑入、4目雑入、2節雑入の一番下の部分でございませうが、北関東自動車道関連公共施設等整備助成金 4,100万円です。

次に、歳出の方に入らせていただきます。

主なものを説明させていただきます。

117ページをございませう開き願ひませう。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金 1,379万 7,000円、職員研修会議等負担金外26件の協議会及び同盟会の負担金でございませう。主なものは、県職員派遣負担金の 1,100万円です。

121ページをございませう願ひいたしませう。

2項道路橋りょう費、1目の道路橋りょう総務費、12節の役務費の損害賠償保険料 200万 1,000円です。市道の保証保険料でございませう。

13節委託料 2,204万 2,000円のうち、主なものは、測量業務委託 670万 3,000円、国

土調査修正、あるいは境界確認測量委託料等でございます。同じく道路台帳更新手数料1,395万円につきましては、新設道路、改修道路、舗装路線、廃止路線等の台帳の補正に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料 381万 5,000円ですが、友部地区の北山観光道路敷の一部と1級11号線及び3203号線等の土地借地料でございます。

15節工事請負費 1,081万 1,000円ですが、交通安全施設の工事費として、本所、各支所等が、カーブミラー設置工事、あるいは区画線の設置工事等の費用でございます。

2目の道路維持費、本年度予算額1億 6,789万 3,000円ですが、主なものにつきまして、15節工事請負費1億 4,879万 9,000円ですが、市道の維持補修、舗装補修工事、排水整備工事、案内標識工事等でございます。

16節の原材料費 930万 7,000円でございますが、道路補修用の碎石、常温合材、塩カル等の購入費でございます。

次のページをお開き願います。

3目道路新設改良費、本年度予算額3億 3,598万 4,000円、12節の役務費の不動産鑑定手数料219万円ですが、友部地区の1級11号線の標準地鑑定、あるいは各筆評価の評価と1級3号線の交通安全施設等に伴う土地の評価、不動産鑑定の手数料でございます。

13節委託料、設計業務委託料 1,083万 5,000円ですが、友部地区の3270号線外7件の道路詳細設計及び流末排水調査設計委託料でございます。

測量業務委託料 2,925万 9,000円につきましては、笠間地区の飯田寄居線外12路線の路線測量及び分筆測量等の費用でございます。

補償調査委託料 189万円でございますが、友部地区の1級11号線及び1級3号線の家屋調査等の費用でございます。

15節工事請負費1億 7,771万 6,000円でございますが、笠間地区のコミュニティー道路、荒町駅前線外15路線の改良工事と、合併に伴い、案内板設置、撤去、新設工事費等の費用でございます。

17節公有財産購入費 4,804万 1,000円でございますが、笠間地区の市道0230号線外11路線の道路用地購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金 2,150万円ですが、北関東自動車道工事用道路用地の取得費負担金でございます。

22節の補償・補填及び賠償金 2,881万円でございますが、建物補償、電柱移転補償、立木補償等の費用でございます。

次のページをお願いいたします。

4目の橋りょう維持費、15節でございますが、50万円でございます。橋りょう維持、補修用の工事費用でございます。

5目の緊急地方道路整備事業、本年度予算額3億 8,638万 3,000円ですが、主な路線は、

来栖寺崎線外 4 路線でございます。

15節の工事請負費が 1 億 1,785万円ですが、来栖寺崎線と才木友部線の改良工事費でございます。

17節公有財産購入費 1 億 1,899万 9,000円につきましては、福原本戸線外 3 路線の用地買収費用でございます。

22節の補償・補填及び賠償金 9,130万円の主なものは、友部地区の 1 級13号線の家屋移転補償 3 棟分と工作物補償費でございます。

6 目の市幹線道路整備費 9 億 3,139万 6,000円で、主なものは、箱田寺崎線外11路線の道路整備費でございます。

次のページをお開き願います。

12節役務費の不動産鑑定手数料 750万円ですが、笠間小原線外 2 路線の鑑定手数料でございます。

13節委託料 2 億 2,060万円でございますが、箱田寺崎線外11路線の道路詳細設計、橋梁設計、路線測量等の費用でございます。

15節工事請負費 3 億 4,696万円でございますが、箱田寺崎線と友部地区の 1 級12号線の濁沼川にかかる橋のかけかえ工事費でございます。

17節公有財産購入費 1 億 9,410万円でございますが、箱田寺崎線外 4 路線の用地購入費でございます。

22節の補償・補填及び賠償金 9,953万円ですが、箱田寺崎線外 4 路線の家屋移転補償と立木補償等の経費でございます。

次のページへ移りまして、3 項河川費、1 目の河川総務費 324万 7,000円の主なものは、15節の工事請負費 250万円で、河川維持補修工事費でございます。

128ページをお開き願います。

4 項都市計画費、6 目の友部駅周辺整備事業費21億 2,990万 7,000円でございます。これにつきましては、友部駅舎及び自由通路について J R の方に業務委託をしておりますものでございます。

13節委託料 1,300万円でございますが、設計業務といたしまして、県道杉崎友部線道路詳細設計と、南友部地区の地区内幹線道路 3 号線の詳細設計費用でございます。

また、測量業務としまして、幹線道路 3 号線の路線測量、用地測量等を計上しております。調査費としましては、友部駅北線、県道杉崎友部線の交差点改良に係る家屋等の調査費でございます。

15節工事請負費 8 億 8,380万 5,000円でございますが、友部駅南北自由通路工事費等でございます。また、北口駅前駐車場アクセス道路工事費は、延長75メートルの工事費を計上してございます。

17節公有財産購入費 1 億 6,462万 5,000円ですが、駅北線、杉崎友部線、南友部幹線道

路3号線、北口駅前駐車場アクセス道路の用地購入費を計上してございます。

19節負担金補助及び交付金7億7,540万5,000円につきましては、JRとの負担協定に基づく負担金でございます。

22節補償・補填及び賠償金2億7,165万円でございますが、友部駅北線、杉崎友部線等の家屋移転費用及び工作物等の補償費等でございます。

7目の岩間駅周辺整備事業費1億992万2,000円でございます。この事業は、まちづくり交付金事業を考えておりまして、平成18年から22年までの5年間の計画で進めるものでございます。

130ページをお開き願います。

12節役務費の不動産鑑定手数料500万円です。都市計画道路と土地区画整理に係る不動産鑑定手数料でございます。

13節委託料1億299万4,000円です。内容といたしましては、設計業務委託料4,723万7,000円につきましては、自由通路の基本設計及び岩間駅舎基本設計料と区画整理事業促進調査費でございます。

次に、測量業務委託料4,567万7,000円ですが、駅東大通り日吉町古市線の用地測量を計上してございます。補償調査委託料1,008万円につきましては、駅東大通り線外1件の調査委託料でございます。

以上で、雑駁ですが、都市建設課、本庁の道路整備課、各支所の道路整備課の歳入歳出予算について説明を終わらせていただきます。

杉山委員長 都市建設課及び道路整備課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

成田委員。

成田 正委員 121ページの2目の道路維持費の中の15節の工事請負費の関係でお伺いしたいのですが、前回、説明されたのは、市道の部分で、見通しが悪かったり、狭く幅員が足りなかったり、緊急性があるものに対してやっていますよというような形で私は聞いたわけなんです。今回、説明されたのは、道路標識だとか、そういったものに対してやっていくというように聞いたのですが、私の聞き間違いかどうか、再度お伺いしたいのですが。

杉山委員長 都市建設部長澤島守夫君。

澤島都市建設部長 多分議案の質疑の中でのお話だと思います。それにつきましては、ページ数で申し上げますと、122ページの道路新設改良費、16節の工事請負費についてのご質問であったと記憶しております。

これにつきましては、いわゆる局部的な改良工事、これに充てる事業でございまして、道路状況の悪いところとか、道路を使用する上で非常に危険であるようなところ、そうい

ったところに関して、緊急性の高いところをピックアップして事業をするものということでご説明申し上げました。

今ご質問がありました部分は、この道路新設改良費ではなくて、道路維持改良費ということで、現在の道路敷の中で不備があるようなところ、ふぐあいがあるようなところ、そういったところを直すというのが、この目的でございます。以上です。

杉山委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 1点 123ページの4目橋りょう維持費ということで50万円と、ちょっと額は小さいのですけれども、市道で相当橋があると思うのですよ。これ日常的に何かちゃんと点検しているのかどうか。極端に言えば、壊れてから工事をするのか、それとも日常的にちゃんと点検しているのかどうか、その辺のことを聞きたいと思います。

杉山委員長 ちょっと待ってください。

あらかじめ、5時を過ぎますので、時間を延長いたします。

都市建設課長岡野正三君。

岡野都市建設課長 先ほどの質問の橋梁の維持費でございますが、各支所道路整備課等々で各地域を、道路の状況あるいは先ほどの橋梁の状況等も、外に出たときに見ておるわけです。

そういう中で、補修する部分があった場合に、応急的に処置するというような中で、暫定で金額を50万円上げているというような状況でございます。以上です。

杉山委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 どういう橋があるかというのは定かではありませんけれども、相当の数の橋があると思うのです。鉄骨もあれば、コンクリートもあると、木造の橋はもうないでしょうけれども。

そうすると、日常的に、殊に鉄骨でできているような橋の場合は、検査をしておくということが、維持管理上これはもう大変なんです。物すごい幹線道路で、大型の車がいつも走っているところとは違うから、それほどダメージはないと思いますけれども、やはり日常的に細かに整備というか、修理していくということのためには、管理費という名目とは違うと思うのですけれども、日常の橋梁の管理、維持費というのは必要じゃないかというふうに思うのですが、その辺のところは。

杉山委員長 都市建設課長岡野正三君。

岡野都市建設課長 鈴木（貞）委員の方からの再度の質問でございますが、維持費というよりは、ある程度の検査等々も必要かなとは思いますが、それらにつきましては、今後、部等に戻りまして検討していきたいと思っております。以上です。

杉山委員長 ほかにありませんか。

鹿志村委員。

鹿志村清一委員 121ページ、2目の道路維持費の13節委託料の景観管理委託料35万円

というのがありますがけれども、これは内容はどういうふうになっているかということ。

あとは、今も、小さい橋とかそういうものを考える、維持補修ということが出ましたけれども、これこの予算特別委員会でなじむ話かどうかあれなんですけれども、例えば、笠間市の小さな川の橋を、例えば土佐の四万十川の沈下橋のようなそういう橋を一つ酒沼川とかにかけてもいいんじゃないかなと、そういう発想というのはどうなのかなと考えたりもします。これはちょっと余談かもしれませんが、そういうことについて、景観管理委託料についてお伺いしたいと思います。

杉山委員長 都市建設課長岡野正三君。

岡野都市建設課長 私の方からは、1点、景観管理委託料の35万円について、ご説明させていただきます。

これらにつきましては、旧笠間地区の停車場寺崎線等の街路につきまして、地域住民の方々に管理をお願いしてございます。その方に委託をしている関係で、その路線に、9区、10区、26区の地区の皆さんに各10万円ずつお願いしてございます。

それと、笠間から栃木の方に行きます境のところの仏ノ山峠の部分なんですけど、どうしてもいろいろごみ等が捨てられる場所でございます。そういう関係で、地元の方にそれらを捨てられないように管理していただくということで、そちらの方にも、55区でございますが、行政体で5万円を委託料としてお願いしてございます。以上でございます。

杉山委員長 都市建設部長澤島守夫君。

澤島都市建設部長 先ほど2点目のお話がありました件でございます。川に橋をかける場合、どうしても構造基準というのが、川が流れて、その上にかけますので、どうしてもある一定の間隔で飛んで、ある一定の高さをとらなくてはならないという一つの約束がありますので、なかなか木橋のようなものはちょっと難しいかとは思いますが。

ただ、おっしゃられるように、地域らしさとか、地域ならではの表現というのは非常に重要だと思っています。特に、笠間ではH O P E計画というのが以前からありまして、笠間のお稲荷さんに近いところの橋は、みかげ石とか擬木なんかを使ったりしていろいろ演出されているのを私たちも見ております。ですから、今度は新しい笠間市になりましても、そういう精神を受け継いで、やれることはやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

杉山委員長 質疑を終結いたします。

次に、都市計画課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後5時04分休憩

午後5時06分再開

杉山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市計画課長 塙 栄君。

塙都市計画課長 都市計画課の塙でございます。よろしく申し上げます。

それでは、早速、私どもの所管に関する歳入と歳出のご説明を申し上げたいと思います。まず、予算書の21ページをお開きいただきたいと思います。

13款使用料及び手数料、1項使用料の5目土木使用料でございます。1節住宅使用料ということで、6,631万6,000円、細説の方に市営住宅使用料現年度分6,381万6,000円とございますけれども、市営住宅が旧笠間市内に13カ所ございまして、343戸が入居してございますが、平均1万5,500円ぐらいの家賃をいただいているということでの計上でございます。それから、その下の市営住宅使用料(過年度分)でございますが、これは例年の実績に基づいて計上しているものでございます。

3節の公園使用料でございます。1,153万6,000円の細説、芸術の森公園駐車場使用料ということで、ここはふだんは無料開放でございますけれども、大きなイベント等を実施する場合、具体的には陶炎祭と匠のまつりの際に駐車料金を取ってございます。これも例年の実績を踏まえて700万円でございます。

額の小さいところは飛ばさせていただきます。

それから、笠間芸術の森公園の有料施設使用料ということで、あの施設はもともと県の施設でございますが、県の方に使用料規定がございます。イベント等を行うイベント広場あるいは野外ステージを使用する場合の使用料ということで、200万円計上してございます。

その下の笠間芸術の森公園行為許可使用料というのは、あそこは公園ですけれども、陶炎祭等をごらんになったかと思いますが、出店等で物販等を行う場合については行為許可を得て出させていただくということで、その場合の使用料でございます。

続きまして、22ページをお開きください。

ここも飛ばさせていただきますが、23ページの13款使用料及び手数料、2項手数料の4目土木手数料、2節屋外広告物許可申請手数料60万9,000円でございます。これは東電柱でありますとか、それらの巻き立ての看板、あるいはそでつきの広告を出すときの手数料ということで計上してございます。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金の3目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金でございます。先ほども説明がございましたが、細説の3番目でございますが、街路交通調査費補助金ということで、これは後で歳出でご説明申し上げますが、国の方からの補助金ということでございます。

その下の3節住宅費補助金で2,619万円でございますが、公営住宅家賃対策補助金ということで、公営住宅は、民間類似施設より低額で貸し付けるわけでございますが、低額で

貸し付けている部分に対しての2分の1を国の方が助成をするということで、450万円を計上してございます。

その下の公営住宅整備事業費補助金 2,169万円でございますが、これは今年と来年の2カ年継続事業で、新たに1棟建設するための事業費の補助金でございます。

30ページでございます。

15款県支出金、2項県補助金の5目土木費県補助金、1節土木費補助金でございますが、細説の2番目にあります都市計画基礎調査事業補助金 728万 1,000円というのは、後で歳出でご説明申し上げますが、5年に一遍の法定調査でございまして、その県補助金ということでございます。

31ページの県の3項委託金でございます。5目土木費委託金の1節土木費委託金、細説の一番頭に、笠間芸術の森公園管理業務委託金ということで5,300万円が計上されてございます。これは、笠間市が、県の方から指定管理者に指定されまして管理を行うわけですが、管理費総額の2分の1を、県が委託金として支出するというところでございます。

それでは、36ページでございます。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入の2節雑入、細説の方の二つ目でございますが、市営住宅浄化槽等電気料管理費納付金 499万 5,000円でございます。これは市営住宅全部が合併浄化槽になっているわけではございませんが、合併浄化槽になっている方のみが対象の、179戸でございますが、この方々は家賃のほかに電気料も納めてもらうということでの納入でございます。

同じく雑入で、38ページをお開きください。

上の方から9番目に都市計画図等販売料ということで53万 9,000円を計上してございます。これは実績に基づいて、毎年この程度の販売があるということで計上してございます。

41ページでございますが、21款市債、1項市債の4目土木費、3節の住宅債でございます。2,650万円。先ほど申しましたように、継続事業で1棟建設するものでございますので、補助残に起債を充当するという額でございます。

以上で、歳入の方の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の説明にまいりたいと思います。

125ページをお開きいただきたいと思います。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。最初の1節報酬20万 4,000円とありますのは、都市計画審議会委員の報酬でございます。15名予定してございます。

次の126ページでございますが、11節の需用費の食糧費、額は2万 7,000円でございますが、やはり都市計画審議会の開催時の昼食代でございます。

その下の13節委託料でございます。違反広告物撤去作業委託ということで、電柱あるいは捨て看板等の違法看板の撤去をする場合の委託料ということでございます。

その下の都市計画マスタープラン策定委託料 600万円でございます。マスタープランは、都市計画の基本方針を定めるものということでございますが、今、できるまでの間は旧3市町のマスタープランはそのまま引き継いで運用しているわけでございます。総合計画の進捗状況に合わせまして、合併したということで、新しいマスタープランの策定の準備をしていきたいというふうに考えてございます。

その下の総合都市交通体系委託料 750万円でございますが、これは先ほど都市建設課の方から説明があった、合併特例債等を活用しているいろいろな幹線道路等を整備する、あるいは駅の橋上化等を行う、あるいは北関東横断道路等の整備状況、将来の姿等を想定しながら、公共交通も含めて、新市の交通体系の方向性を定めるための委託ということでございます。

その下の都市計画基礎調査の委託料 1,568万 9,000円とありますのは、先ほど歳入でご説明したとおり、5年に一遍の都市計画の現況調査等を行うということでございます。

その下の用途地域変更業務委託料 630万円でございますけれども、新しいマスタープランができるのを待つのではなくて、既に現行の都市計画の中の用途を一部変更していく必要があるというような部分がございますが、これは簡単にはできなくて、いろいろ資料等を作成する必要がありますので、その委託料ということでございます。

委託料の最後の、都市計画区域変更業務委託料ということで 149万 1,000円でございますが、これは現在のところ、笠間市都市計画、友部町都市計画、岩間町都市計画というのが、引き続き運用させていただいているわけですが、これらは新しい笠間市都市計画というものに変更していく必要がございます。これは市だけの決定ではございまして、県の決定等の部分もございまして、県の方の都市計画審議会は、年明けての3月に合併市町村の部分すべて一括行いたいということでございますが、これもやはり図面等を作成する必要がありますので、その委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金の一番最後、ページは 127ページでございますが、生け垣設置補助金というのがございます。緑を生活空間の中に生かそうということで、道路に面している部分の塀を、例えば、ブロック等である場合を生け垣に変えるというような場合にあっては、市の方から補助金を出していきますということで、新たに設置する場合は、1カ所当たり15万円が限度ということでございます。予算上は3カ所を見ているということでございます。

その下の、ページは 127ページの2目街路事業費でございますが、平成18年度は該当がございまして、ごらんのとおり、旅費と負担金のみ計上でございます。

それから、3目の公共下水道費でございますが、公共下水道は、都市計画費の方から28節繰出金の方で9億 7,904万 9,000円を繰り出しておるところでございます。

その下の4目都市下水路費につきましては、これは都市計画費に計上されておりますが、所管は下水道課の方でございます。

それから、5目の公園費でございます。目の合計が1億1,568万円とありますけれども、これの大きなものは、先ほど申しました笠間芸術の森公園の管理費と、それから都市公園の管理費でございます。

127ページ、11節需用費の消耗品費123万7,000円とありますのは、今申した芸術の森と都市公園の管理用消耗品代でございます。

二つ飛ばして、三つ目の光熱水費の80万円5,000円につきましては、都市公園の電気代、あるいは水道代等でございます。

一番下の修繕費を185万円ほど計上しておりますが、残念ながら、毎年、都市公園あるいは芸術の森のトイレでありますとか、かなりいたづらをされたり壊されたりしますので、この修繕費を計上してございます。

その次のページの128ページでございます。

13節委託料でございますが、公園管理委託料の細説の方で543万2,000円計上しております。これは都市公園の部分の除草でありますとか、あるいは毛虫退治等の委託料でございます。

その下が芸術の森管理委託料ということで9,524万3,000円、園内のごみの清掃でありますとか、巡視でありますとかという管理のほかに植物管理を行ってございます。

それから、15節の工事請負費140万円でございますが、これは旧笠間市のやきもの通り公園のゲートボール場の土どめ工事ということで計上してございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金でございます。笠間芸術の森公園維持管理費負担金852万円とありますのは、実はあそこの電気料でありますとか、下水道でありますとか、一括して美術館の方で支払っております、そのうちの芸術の森分を、逆に美術館の方へ後日支払うというシステムでやってございます。

それから、その下の6目友部駅周辺整備事業費は、先ほど岡野課長が説明した、これは都市建設課の所管でございます。

それから129ページの7目岩間駅周辺整備事業でございますが、目の合計1億992万2,000円の中に、実は、この執行は岩間支所の道路整備課と私ども都市計画課の予算が合算されておまして、私どものものというのは、岩間駅の駅周辺を整備するに当たって、最低規模の土地区画整理事業を、岩間駅の玄関としてふさわしい市街地形成を図るというような意味合いで、土地区画整理事業、面積は主に3町歩弱でございますが、それについては都市計画課が所管するというので、私どもの予算は、次のページの130ページ、12節役務費の中の不動産鑑定手数料500万円計上されておりますが、この半分250万円は私ども土地区画整理事業のために使う手数料ということでございます。

それから、13節の委託料のうち、一番頭にあります設計業務委託料4,723万7,000円とありますうちの723万7,000円につきましては、区画整理の推進調査費ということでございます。約1,000万円ということでございます。

今度は 130ページの7款土木費、5項住宅費の1目住宅管理費でございます。これは市内13カ所に公営住宅である市営住宅があるわけでございますが、現在 343戸が入居してございます。その管理費ということでございます。

11節需用費の中の光熱水費というところをごらんいただきたいと思います。228万円でございます。これは共用部分であるところの、街灯でありますとか浄化槽等の光熱水費は、市の方で支出するというところでございます。

それから、修繕費の 680万円につきましては、室内の床の張りかえでありますとか、水周りでありますとか、内装、外装の修繕ということで計上させていただいております。

それから、12節の役務費、火災保険料で88万 2,000円とありますのは、これは市の方で全部入居している部屋のほか、倉庫でありますとか、すべての火災保険を市の方で支払ってございます。

それから、13節の委託料、施設保守点検委託料とありますのは、これは合併処理浄化槽等の保守点検委託料 384万 7,000円でございます。

その下の機器保守点検委託料41万 6,000円は、これは公営住宅数々ある中の福原地区の施設の中にエレベーターが1基のみついております。三菱製でございますが、その毎月の保守点検でございます。

それから、草刈り等委託料は、基本的には、身の回りの草刈りはその入居されている方々が行っていただくという建前、そういうことでお願いしているわけですが、急傾斜地でありますとか、危険な箇所については、市の方が業者に委託するというところで45万 3,000円を計上してございます。

それから、15節の工事請負費でございますが、住宅維持補修工事費ということで 1,800万円、このうち消防法の改正等に伴う火災報知機、警報機等が約 400万円程度見てございます。そのほか水槽の排水管工事でありますとか、屋根の塗装工事等を計上させていただいております。

次のページの 131ページなんです、19節負担金補助及び交付金というのがありまして、75万円ほど計上させていただいております。福原住宅の汚水処理施設維持管理負担金ということで計上しているんですが、福原地区の施設につきましては、実は県の供給公社の方で設置されておりまして、そこへ市が払うものでございます。

それから、2目の住宅建設費、目の合計が 5,006万 8,000円でございますが、先ほど来ご説明申し上げましたとおり、18年、19年で、新しく12戸分が入居できるRC3階建ての建物を建設予定でございますが、その経費ということで、13節委託料は、建設の監理委託料、それから15節の工事請負費は、本年度分の本体工事等の工事費を計上させていただいております。

以上、歳入歳出説明させていただきました。

杉山委員長 都市計画課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 23ページの一番上にあります屋外広告物の許可申請手数料という件、60万9,000円なんですけど、件数とあと内訳、内訳というのは、業種もそうですけれども、大きさとか多少関係あるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

杉山委員長 都市計画課長 堀 栄君。

堀都市計画課長 ただいまのご質問でございますが、これは昨年度の実績から説明させていただきますが……済みません、ちょっとお待ちください。

大変失礼しました。昨年度の実績なんですけど、電柱の巻き立て、そでつき広告などにつきましては、1件当たり300円をいただきまして、実はかなり件数が多いものでございまして、約2,000件弱ほどの申請がございました。あと広告塔でありますとか、広告板でありますとか、この辺になりますと7,000円台あるいは5,000円というふうに値段が変わってまいります。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 手数料は、前年度ということですが60万9,000円、それで126ページの歳出の方では、違反広告物撤去作業委託料ということで50万4,000円委託しているんですね。これ取り締まる手段というか、これは屋外広告物条例ですか、これに基づいて取り締まる方法というか、取り締まりはどのようにしているのですか。

杉山委員長 都市計画課長 堀 栄君。

堀都市計画課長 これは県条例でございまして、それに従って私どもも行っているわけですが、おおむね9月が撤去月間という形で、県の方から9月にお願いしますというようなことがございます。この時期を中心に行っていきたいなと考えております。

違法なものと認めるものを撤去するというので、私どもでも心もとないものですから、警察の立ち会いのもとに実施させていただいております。

西山 猛委員 取り締まり。

杉山委員長 都市計画課長 堀 栄君。

堀都市計画課長 私どもは、何といいましょうか、日常的に取り締まるということの業務は行っておりませんが、今のご質問に答えるとすれば、明らかに違法であるものが認知できた段階で、撤去させていただいているということです。

杉山委員長 西山委員。

西山 猛委員 この屋外広告物に関しては、結局やり得だということなんですよ。

私いつも思うんですが、この地域は、歴史ももとより、もちろん自然も大事にしないでいいんじゃないという、そういうものが売りなわけですよ。そうしますと、那須地区なんかは物すごく配色から何から、すべてが厳しいのです。ですからそういう町並みができるのです。高さも制限もありますし、もちろん都市計画の中にはそういうものも含まれて、逆

に言えば、そういうことを基準に物事を進めなくてはいけないと思うのです。

今、申請の内容を聞きますと、電柱関係とか、要するにNTTとか東電とかの関係の、いわゆる業者の件は公に近いものですよね。本来は、工業者もそうですけれども、商業者は看板を出さなくては仕事にならないという部分で、よく装飾灯だなんて後から看板をつけてしまう、文字をつけてしまう、最初は何もないから装飾灯で飾りなんだと言っているが後から文字を入れる、こういう企業は結構ありますよね。

こういうことを、入り口を厳しくすることで、当然取り締まることにつながるのではないかと思うのです。当然そこには手数料の問題も出てきますし、まるっきりやり得のような形になってしまう、そして、景観を壊すような色とか形とかをある程度是正していかななくてはいけないのかなと思うのです。これを機に本当によろしく願いすることを要望します。よろしくをお願いします。

杉山委員長 ほかにございますか。

石松委員。

石松俊雄委員 130ページ、7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費、先ほど説明があったんですけれども、この住宅維持補修工事費の火災警報機の設置ということなんですけれども、今回の消防法改定に伴います火災警報機の設置、未設置の市営住宅に、すべてこの予算で設置がされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

杉山委員長 都市計画課長埴 栄君。

埴都市計画課長 極力、予算の範囲内で検討させていただくということでございまして、これから内部で調整をさせていただきたいと思えます。

杉山委員長 石松委員。

石松俊雄委員 この1,800万円と計上をされているものは、すべての未設置の市営住宅に設置をするために必要な金額ではなくて、この金額でできるかどうかというのはこれから判断だということでしょうか。

杉山委員長 都市計画課長埴 栄君。

埴都市計画課長 実は、市営住宅もかなり老朽化、昭和45、46年のものもございまして、きょうも実は朝一番で、雨漏りがあるんだというような通報を受けたりしてございます。主に旧笠間市における工事請負費を参考に、新しい新市の予算でも継承された同じぐらいの額というふうに私は聞いてございます。精査については、今からということでございます。

杉山委員長 そのほか、鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 1点、131ページの住宅建設費ということで、12戸建てるということで5,000万円という計上をされていますけれども、これは12戸分が5,000万円ということなのか。それと、福原住宅のあそこにまだちょっと空き地あいていますね、これからの予定があるのかどうか、それだけちょっとお聞きします。

杉山委員長 都市計画課長塙 栄君。

塙都市計画課長 今回の計画はRCの3階建ての建物1棟でございます、その中に、1階に4室ずつということで、三四、十二の12戸が入れる部屋をつくるということでございます。これは今年度と次年度の2カ年継続で実施していきたいということでございます。

ただいま鈴木（貞）委員のご質問にあった福原地区のことをおっしゃっているかと思いますが、確かに、用地等は、今回建てる分以外にも面積はございますけれども、今後の市営住宅のあり方については、少子化でありますとか、その辺のこれからの供給はどうなんだというような部分を、じっくり検討していかざるを得ないというふうに考えてございます。

杉山委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 5,000万円で12戸建つのか、それ以上。

杉山委員長 都市計画課長塙 栄君。

塙都市計画課長 大変失礼しました。実は、この費用は継続費を設定してございまして、冒頭の9ページをお開きいただきたいと思っております。

7款土木費の5項の住宅費ということで、福原住宅建設事業ということで1億7,231万円という額を計上しています。これは、本体工事だけではなくてその後も付随しての部分でございますが、一応初年度は先ほどの額で、後年度はこういう額でということでございます。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 ページ21ページです。5目、3節公園使用料なんですけれども、この中で、笠間芸術の森公園使用料の200万円というのがのっていますね。これはあそこの中に野外ステージがありまして、余り使わないうちに補修されたのです。これからそこを使うような考えはあるのか、合併を機に何かイベント的なものやってもいいんじゃないかと思うのですけれども、そういった見込みはどうでしょうか。その1点。

あとページ127ページ、19節の中で、生け垣をつくるに対する補助が出るみたいなんですけれども、笠間の駅北開発がありました。笠間じゃないからちょっとおわかりになりませんかかもしれませんが、あそこは17区という区である程度の団地なんですけれども、周り全部生け垣でということで始まったと思うんですが、最近周りを全部石で囲んだような住宅も見られるのですね。ああいったものに対しては、一貫性というのは、どういった感じで受けとめていますか。その2点をお聞きしたいと思います。

杉山委員長 都市計画課長塙 栄君。

塙都市計画課長 まず、芸術の森の野外ステージですか、先般、4月から5月の7日間、陶炎祭を行って、焼物協同組合さんが主催で、私どもは土地お貸ししたというような立場でございます。

私ども、特に本年度から指定管理者になったものですから、実は、使用料等については、

指定管理者たる市の方のものに今度なるということなので、できるだけ何か催しはやっていただければありがたいというふうに考えていますので、これは関係課と協議しながら積極的活用、それから旧友部町や岩間町の人も、あんなにすばらしい公園があるということを知っていただいて、どんどん積極的に活用していただければありがたいというふうに考えてございます。

それから、もう一つの生け垣奨励補助でございますけれども、これは個人がお求めになった財産ですので、私どもは、これで統一しなさいよというところまでは、できないのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

杉山委員長 萩原委員。

萩原瑞子委員 野外ステージの方は、本当にとってもいいところですので、皆さんもぜひごらんになって、皆さんの中からも、こういうイベントをしたらいいんじゃないかということをごんごん言っていただいて、活性化、そしてまた使用料アップにつなげていただければと思っております。

駅北開発なんですけれども、周りを生け垣にという条件だったんですよね。多分そうだと思うのです。それで生け垣をどうしようかなと思う人がそれができないで、しばらく周りを囲まないでいたという状況もあったので、その後どうなったのかなと思っていましたら、本当に石で囲んだ方もいらっしゃるんで、もうそれは打ち切りになったのかなと見ていましたので、その一貫性というものをちょっと聞きたかったのです。

杉山委員長 都市建設部長澤畠守夫君。

澤畠都市建設部長 多分区画整理地内の件かと思いますが、一般に区画整理事業をやりますと、いいまちをつくろうということで、住民の皆さんが、生け垣をつくろうとか、建物の色をこうしましょうとか、そういったことで協定を結ばれるという方式があるんですよ。その協定を、地区の計画としてきちんと位置づける方法とか、そうじゃなくて、もうお互いの約束だというだけのままでやられているような例もあって、いろいろなケースがあるようです。

いずれにしても、みんなでいいまちをつくろうという前提でやっていますので、強制力はないのが実情なのです。ですから、それは自治会とかそういうところが中心になって、やはりじっくりとお互いにやり合うしかないというのが、今の現状なんです。

杉山委員長 鹿志村委員。

鹿志村清一委員 個別的な予算の金額とかという問題ではないのですけれども、福原住宅の整備というか、予定しているということなんです、合併して、これから本戸の方に高速道路のインターチェンジができるということで、これから期待できるところもあると思うのですけれども、地域のバランスの効果的な発展ということで、福原住宅という考え方もあると思うのです。

少子高齢化の中で、公共住宅の需給関係がどういうふうな形になってくるかということ

を考えたときに、専門的にお仕事をやっておられる中で、住宅供給公社が郊外に大型の団地をつくるという考え方、それが本当に、これから少子高齢化と高齢者を市街地に集めていって、生活しやすい、社会資本が安上がりに済むように考えた場合に、市の住宅建設についての考え方というのもいろいろ検討していただきたいということで、この予算書を見た中で感じました。その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

杉山委員長 都市計画課長 堀 栄君。

堀都市計画課長 先ほどもちょっとお話し申し上げましたとおり、需給のバランスでありますとか、必要性ですね、その辺については市長と十分協議し、要するに、思いつきでできる事業ではございませんので、十分に計画を練りながら、住民の皆さん方のご意見を取り入れさせていただきながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

杉山委員長 鈴木 努委員。

鈴木 努委員 済みません。126ページの13節委託料、その中で、用途地域変更業務委託料 630万円が計上されておりますけれども、具体的にこの用途地域変更というのはどこを予定しておられるのか、伺います。

杉山委員長 都市計画課長 堀 栄君。

堀都市計画課長 旧友部町の都市計画道路でございます宿大沢線というのが、実は整備が、全線整備ではございませんが、半分ほどできておまして、供用開始されている部分がございます。

ここについては、用途の縛りを一番きつい用途で縛っておりますので、これは実は、県の方と相談をさせていただきましたらば、用途地域で、なおかつ非線引きのこの地域にあっては、用途地域が甘い市街化を図るべきところであるので、こういうところは状況によって、速やかに用途の変更が必要ではないかというようなご意見をいただいております。

杉山委員長 鈴木（努）委員。

鈴木 努委員 もう一つ、この中に都市計画マスタープラン策定委託料 600万円が計上されておりますけれども、要は、個別に友部と岩間、笠間都市計画区域というのが別々に設定されている中で、友部の地域のマスタープランの中に、既にそういった今の大沢線の用途地域を変えるということが盛り込まれていて、その整合性が図られた中の変更ということによろしいのでしょうか。

杉山委員長 都市建設部長澤島守夫君。

澤島都市建設部長 友部町でつくられている都市計画マスタープラン、その中で、今申し上げました宿大沢線というのが、友部の環状道路を形成する路線になっておりますので、それが一部区間完成しましたので、その完成に合わせて、それにふさわしい土地利用に転換していくということでの用途の変更です。

杉山委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山委員長 では質疑を終結いたします。

杉山委員長 本日は、これにて散会いたします。

次の委員会は、19日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、ご参集をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後5時49分散会